

平成31年度
事業計画書



社会福祉法人
目黒区社会福祉事業団

目 次

第1	基本方針	1
第2	経営理念	1
第3	経営目標	1
第4	組織図	3
第5	職員配置表	4
第6	重点的な取り組み	5
第7	全施設・事業共通の取り組み	7
第8	事務局	10
第9	特別養護老人ホーム	14
第10	在宅ケア多機能センター	22
第11	心身障害者センターあいアイ館	31
第12	かみよん工房	37
第13	大橋えのき園	41
第14	下目黒福祉工房	45
第15	みどりハイム	48
第16	包括支援センター	53
第17	ケアプランセンター	58

第1 基本方針

当事業団では、福祉人材の確保難の深刻化、社会福祉法人制度の改革、地域共生社会の実現に向けた福祉改革などの社会状況の変化を踏まえ、平成30年度末で満了となる指定管理期間の更新に対応するとともに、新特養ホームの整備など新規事業を含め施設運営を効率的・効果的に行い経営基盤を安定させていくため、平成30年2月に「第三次経営計画」を策定しました。

平成31年度は、当事業団の創立から30周年を迎える年度であるとともに、指定管理期間が更新され「新たな10年」に向けてスタートを切る年度となります。平成31年度事業計画では、このような節目の年であることも踏まえ、第三次経営計画に掲げた重点的な取り組み及び施設・事業毎に設定した推進計画を着実に進めるとともに、毎年度実施している利用者アンケート等の結果を踏まえた改善事項を掲げ、さらに質の高いサービスを安定して提供することを目指します。

第2 経営理念

当事業団は、その存在意義、使命、職員の行動規範となる原理・原則として「経営理念」を次のとおり定めています。

目黒区社会福祉事業団は、**個人の尊厳を大切に**し、利用者が住み慣れた地域で安心して快適な生活が営めるよう、**地域で最も信頼され、喜ばれるサービスの提供**を、**効率的で柔軟かつ健全な経営**をもって行なうことにより、目黒区における地域福祉の向上に寄与します。

目黒区の出資により設立された当事業団は目黒区の地域福祉増進の一翼を担う存在であるという自覚のもと、人権を尊重することを何よりも大切にし、あらゆる場面においてノーマライゼーションの理念を徹底することを基本とします。

また、サービスの提供に際しては、常に利用者お一人おひとりに安心かつ満足していただける質の高いサービスを追求するとともに、地域で必要とされるサービスや制度の狭間にあるニーズを把握し、新たなサービスの提供につなげていきます。

こうした取り組みを当事業団のあらゆる資源の活用により、前例にとらわれず効率的・効果的に行い、地域に愛され親しまれる法人運営・施設運営を目指します。

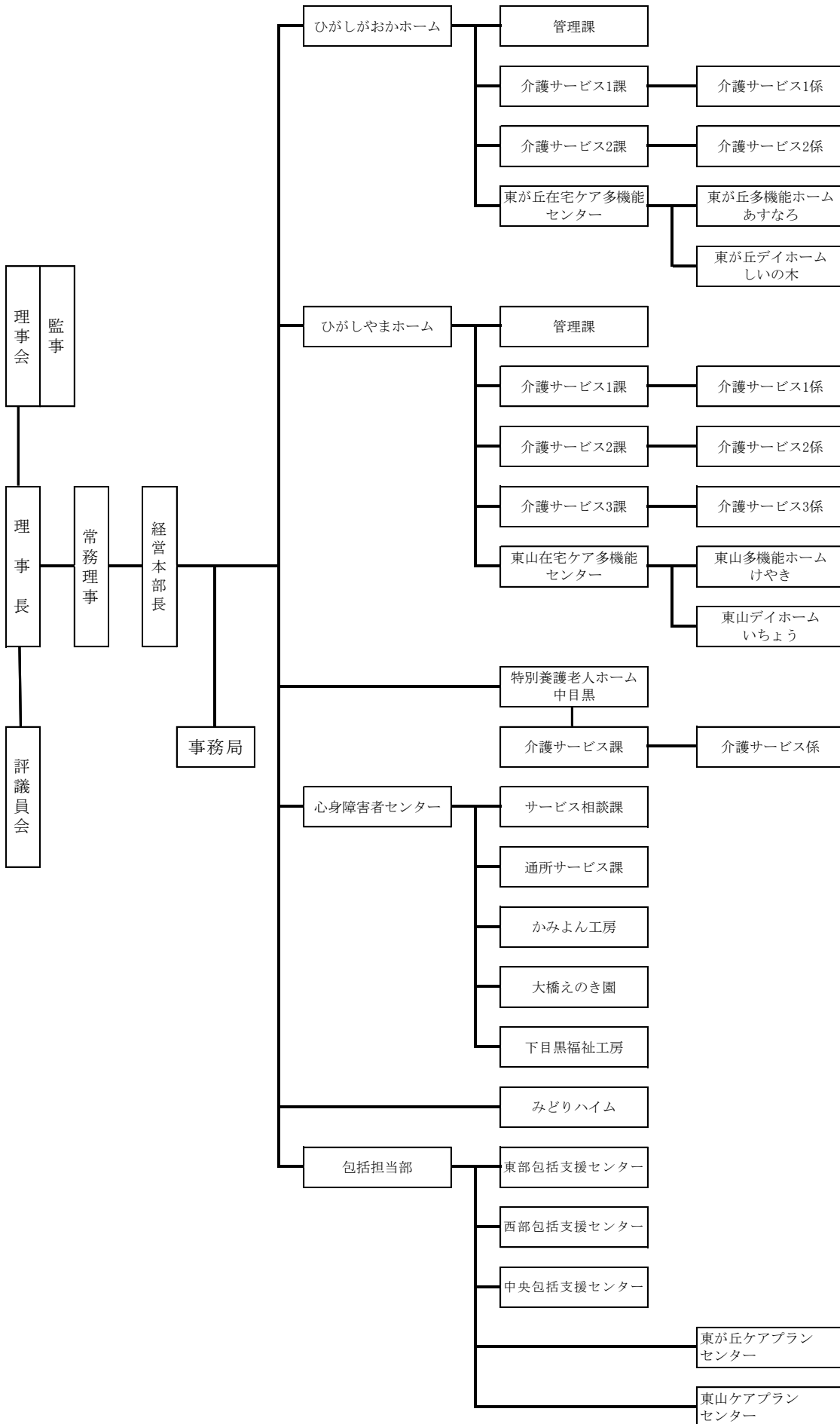
第3 経営目標

経営理念を実現するため当事業団が目指す基本的な目標として「経営目標（平成30年度～平成40年度）」を次のとおり定めました。なお、状況の変化により必要が生じた場合は、目標年次前においても見直しを行います。

経営理念	経営目標
個人の尊厳を大切にします	<ul style="list-style-type: none">・人権尊重の理念に基づいたサービスを提供します。・一人ひとりの立場や個性を大切にし、自立した生活につながるように支援します。

経営理念	経営目標
	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーを尊重した支援を行います。
<p>地域で最も信頼され、喜ばれるサービスを提供します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者と家族に満足していただける安全・安心なサービスを提供します。 ・職員の専門的な知識や技術を高め、サービスの質の向上を図ります。 ・区立施設の役割を果たすとともに、社会の要請に応じた柔軟なサービスを提供します。 ・地域のニーズを的確に捉え、地域共生社会の実現及び地域包括ケアの推進に向けた取り組みを進めます。
<p>効率的で柔軟かつ健全な経営を行います</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高いサービスを効率よく提供し、柔軟で安定した経営を目指します。 ・施設規模や事業内容に応じた適正な経費による施設運営を行い、新たに開始する自主事業等の運営を早期に安定化させることにより、経営基盤の強化を図ります。 ・ワークライフバランスへの配慮や働きやすい職場環境を提供するなど、人材の確保・定着・育成への取り組みを強化します。 ・職員の法令遵守や業務改善意識を高めるとともに、内部管理体制の整備や積極的な情報公開を行うなど、透明性の高い法人経営を行います。

第4 組織図



第5 職員配置表

平成31年4月1日

配置先		職務等														
		施設長・所長	事務・福祉	介護士	生活相談員	包括(社福・ケアマネ・主任ケアマネ)	生活支援員	相談支援(専門)員	母子支援員・少年指導員	心理	看護師・保健師	(P.T・O.T・S.T等)	機能訓練指導員	栄養士	運転手・添乗員・用務等	計
事務局	正		10													10
	ス		2													2
特別養護老人ホーム東が丘	正	1	2	36	2						4	1	1			47
	ス		1	9							1				1	12
特別養護老人ホーム東山	正	1	2	47	3						4	1	1			59
	ス		1	11							2	1			1	16
特別養護老人ホーム中目黒	正	1	1	21	1						3	1	1			29
	ス			2							1				4	7
東が丘多機能ホームあすなる	正	1		7												8
	ス			3							1				6	10
東が丘デイホームしいの木	正	1		2	1											4
	ス			4							1					5
東山多機能ホームけやき	正	1		7												8
	ス			3							1				6	10
東山デイホームいちよう	正	1		2	1											4
	ス			4							1					5
心身障害者センター	正	1	2				20	3			3	2	1			32
	ス		1				5			1	1	3			1	12
かみよん工房	正	1					8									9
	ス						1								1	2
大橋えのき園	正	1					13									14
	ス						4				1					5
下目黒福祉工房	正	1					12									13
	ス		1				3						1			5
みどりハイム	正	1						7	1							9
	ス															0
東部包括支援センター	正	2				9					2					13
	ス					3										3
西部包括支援センター	正	1				9					2					12
	ス					3										3
中央包括支援センター	正	1				9					2					12
	ス					2										2
東が丘ケアプランセンター	正				4											4
	ス															0
東山ケアプランセンター	正				4											4
	ス															0
計	正	16	17	122	16	27	53	3	7	1	20	5	4	0		291
	ス	0	6	36	0	8	13	0	0	1	10	4	1	20		99
平成30年4月1日現在	正	16	17	120	14	27	50	3	7	1	21	5	4	0		285
	ス	0	6	38	0	8	12	0	0	1	10	4	1	20		100

注) 1 「正」は正規職員の略です。
 2 「ス」は契約職員(スタッフ)の略で、嘱託医を含みません。

第6 重点的な取り組み

事業団は、目黒区の福祉の向上に寄与することを目的として設立された社会福祉法人として、平成31年度において、次に掲げる事項に重点的に取り組みます。

1 個人の尊厳を大切に、満足していただける安全・安心なサービスの提供

第三次経営計画の経営目標に従って、それぞれの施設・事業において「人権尊重の理念に基づいたサービス提供」や「一人ひとりの立場や個性を大切に、自立した生活につながる支援」への取り組みを進めます。

特別養護老人ホームや在宅ケア多機能センターでは、定期的な人権委員会の開催や人権研修により、すべての職員の人権意識を高めます。障害者施設では、プログラムの見直しやグループの再編成などを行い、より一人ひとりの能力に応じたサービス提供に努めます。

その他の施設・事業でも、定期的な人権研修の実施などにより、虐待防止を含めた人権尊重への取り組みを継続します。

2 区立施設としての役割を果たすとともに、地域共生社会の実現を目指す取り組み

平成31年度は、指定管理期間が更新され「新たな10年」に向けてスタートを切る年度であることも踏まえ、各施設・事業において重点課題や新規事業などへの取り組みを進めます。

特別養護老人ホームでは、医療的ケアが必要な方の受け入れを拡大するとともに、地域交流スペースを活用した「福祉・介護教室(仮称)」を新たに実施します。在宅ケア多機能センターでは、多機能ホーム利用希望者の円滑な受け入れのため職員体制を整備するなど、登録率・利用率の向上と事業収益の確保に取り組みます。東山多機能ホームけやきでは、通常の利用登録者以外の方の「短期利用」を新たに実施します。

心身障害者センターでは、短期入所の事業実施方法を見直すとともに、平成32年度以降の地域活動支援センター事業のあり方について検討を進めます。かみよん工房では地域の方を対象に「パン作り体験教室」を開催し、大橋えのき園ではブランドプロジェクトの更なる展開を図ります。運営2年目となる下目黒福祉工房では、生製品の改善や地域との交流の拡大に取り組みます。

みどりハイムでは、「みどりキッズクラブ」(地域のひとり親家庭の放課後支援)の充実と深化を図るとともに、ボランティアの受け入れ拡大を進めます。

包括支援センターでは、障害者、子ども、生活困窮者などを対象とした分野横断的な総合相談支援の充実に取り組むとともに、包括だよりの発行や出張相談の実施などにより包括支援センターの認知度向上を図ります。

ケアプランセンターでは、職員体制を3人から4人に増員して業務拡大を図り、安定した事業運営と事業収益の確保を実現していきます。

3 質の高いサービスを安定的に提供できる人材の確保・定着・育成

平成33年度に開設予定の(仮称)目黒三丁目特別養護老人ホーム等の介護人材確保に向けて、施設で働く介護士の意見を取り入れた人材確保策を具体化していきます。

職員参加による採用チームを編成し、募集媒体の活用、就職フェアへの出展、ホームページなどでの情報発信など、求職者に直接訴求する採用活動について具体的に検討し実施します。引続き、介護就業促進事業への参画、インターンシップや施設見学の積極的な実施など、応募につながる広報に努めていきます。

職員の定着を促進するため、施設で働く職員のワークライフバランスに配慮した制度について検討を行うとともに、働き方改革に対応した労働時間や休暇取得の管理を行います。

職員の育成については、職層に応じた能力向上を図るとともに、各施設においては、それぞれ対象となる利用者への専門性及び相談援助技術等の向上を図るためOJTを充実させ、さらに外部研修へ計画的に派遣します。

4 効率的で安定した事業運営と法人の経営基盤の強化

区との協議に基づき、本部運営費補助等の見直し及び高齢者施設指定管理料の見直しを平成31年度から実施します。これらの見直しに対応するため策定した第三次経営計画の収支計画に沿った財務運営を進めるよう、各施設運営における事業収益の確保を図るとともに人件費の見直しを進めます。

また、平成31年度から障害者施設の指定管理に利用料金制を導入し、自立支援給付費などを直接事業団の収入とします。

自主事業として進めている（仮称）目黒三丁目特別養護老人ホーム整備は、解体工事の影響で遅れている建設工事について、平成31年度の着工を目指します。

社会福祉法人制度改革に伴う会計監査人による監査については、平成30年度に会計監査人候補者の選定を行い、平成30年度決算における収益が30億円を超えた場合、平成31年度から会計監査人として選任することとしています。

第7 全施設・事業共通の取り組み

施設長は経営における社会的責任を自覚し、施設が目指す目標の実現に向けてリーダーシップを発揮し、法人の経営理念、経営方針及び経営目標を明示するとともに、職員に周知徹底を図り円滑な業務遂行に向け、以下の取り組みを行います。

1 運営管理

(1) 会議

利用者のニーズに応え、合理的な施設の管理運営を図るため、各種会議を通じて積極的な意見交換や検討を行い職員の意見を反映させながら施設運営を行います。

(2) 委員会

利用者サービスの向上と業務の見直しをするために各種委員会を設置します。その中で問題解決に向けて各委員会の担当職員が主体的に調査、検討、実施します。

(3) 福祉サービス第三者評価

サービスの改善に資するため、第三者評価を定期的に受審します。評価の結果、指摘を受けた課題について解決・改善に向け取り組み、また、実施できている項目は維持するよう努めます。

(4) 苦情、要望

事業所ごとに、サービス内容に関する相談や苦情の窓口及び責任者を設置し、要望・苦情等に速やかに対応します。

さらに、法人に苦情解決第三者委員を設置し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進します。

(5) 個人情報保護

事業団の「個人情報保護規程」及び目黒区との「施設の管理の業務に係る個人情報取扱覚書」に基づき、個人情報に関する帳票及び管理体制などの点検を実施し、各施設における個人情報保護の徹底に努めます。

特定個人情報（マイナンバー）については、事業団の「特定個人情報取扱規程」及び目黒区との委託契約における仕様に基づき、適切に取り扱います。

(6) 防災対策

防災計画は、火災や地震などを想定して策定し、定例的な訓練及び地元町会などと共同した総合防災訓練を実施します。

事業団では、大規模災害発生時に、利用者の安全を図るとともに、事業の維持・継続に向け速やかに行動できるよう「大規模災害対策計画」を策定しています。同計画に基づき、訓練・研修等を計画的に実施します。

(7) 地域との交流

地域住民や学校などからの施設行事などへの参加や体験学習、施設見学を積極的に受け入れます。さらに、施設利用者が地域行事へ参加し地域との交流を深めます。

また、地域の人や関係機関を対象に、施設の機能や専門性を活かした事業（家族介護教室、いきいきサロン・会食サービス、「福祉・介護教室(仮称)」、活動場所の提供、講師派遣など）を行います。

(8) ボランティアの受け入れ

ボランティアが継続的に活動できるように、さらに、積極的に受け入れられるよう態勢を整備します。また、利用者・ボランティア双方にとってよい機会となるようにサポートしていきます。

(9) 実習生の受け入れ

福祉人材の育成は、社会福祉法人の重要な役割と認識し、介護福祉士などの実習生を積極的に受け入れ、人材育成に努めます。

(10) 情報発信

サービス内容や行事並びに事業報告書や決算報告書などは、各施設での掲示や窓口配布、関係機関への送付など、わかりやすく説明するとともに、積極的に情報開示します。

また、ホームページ等を活用してタイムリーな情報発信に努めます。

(11) 職員提案制度

職員個々が持つ能力や創意工夫を最大限に引き出し、利用者サービスの向上と効率的な事業運営を図ります。

2 職員育成・管理

(1) 目標管理・人事考課制度

「よりよい仕事をするための仕組み」として「目標管理・人事考課制度」を引続き実施します。面談を通じて、職員と上司とで目標を共有することで、やる気や取組み、成果に応え、人材育成や能力開発、人材の定着に活かします。

(2) 研修（専門研修）

各施設では、職員の資質向上のため、契約職員・新任職員研修や専門研修を施設内で実施するとともに、東京都社会福祉協議会などが開催する研修にも積極的に参加します。また、日常の職務を通してOJTに努めます。

(3) 健康管理

職員に対し、定期健康診断（夜勤従事者は年2回）及び婦人科健診を実施するとともに、直接処遇職員（介護・看護・生活支援員等）については、腰痛健診を年2回（新規配属時には別途1回）実施し、腰痛予防に努めます。

労働安全衛生法に基づき、メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックを実施します。

また、各施設において衛生委員会を設置または衛生推進者を選任し、職員の健康保持と職場環境の整備を図ります。

3 利用者サービス

(1) 人権意識の徹底

身体拘束等のない利用者の人権を尊重したサービスを提供するとともに、虐待防止法に基づきサービス提供の中で虐待を発生させない仕組みを整備し、虐待の防止に取り組みます。

(2) プライバシー保護の徹底

各施設における介護・支援・相談などは、利用者のプライバシーの保護を徹底します。

(3) 安心・安全なサービス提供

利用者が安心して施設を利用できるよう環境整備・衛生管理を行うとともに、安全な介助のために効果的に福祉機器を活用します。

また、事故記録の分析による予防対策及び危機対応マニュアルの活用によるインフルエンザなどの感染症対策に努めます。

第 8 事務局

事務局は、事業団の効率的かつ健全な運営を図るため、法人本部としての機能を果たすとともに各施設間の連絡・調整を行います。

1 平成 31 年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

- ① 区との協議に基づき、本部運営補助や指定管理料の見直しを実施し、財務基盤の強化を図ります。

実施内容	方 法
計画期間の収支計画に基づき、財務運営の自立化を進めていきます	区との協議に基づき、①本部運営費補助及び退職手当補助の平成 36 年度廃止に向けた見直し、②高齢者施設指定管理料の「区立施設運営に必要な経費（上乘せ分）を算定する方式」への見直しを、平成 31 年度から実施します。これに伴い、将来の退職手当支払いに必要な資金の積み立てを開始します。 これらの見直しに対応するため策定した第三次経営計画の収支計画に沿った財務運営を進めるよう、各施設運営における事業収益の確保を図るとともに、人件費の見直しを進めます。
事業収益による本部運営への転換を図っていきます	
将来の退職手当支払いに必要な資金を確保していきます	
高齢者施設の指定管理料について、区立施設の運営に必要な経費を算定する方式に改めます	

- ② 自主事業として、新たな特別養護老人ホームを開設・運営していきます

実施内容	方 法
(仮称)目黒三丁目特別養護老人ホームの開設準備を着実に進めていきます	平成 33 年度の開設に向け、国と定期借地契約を締結して建設工事に着工するとともに、人材確保に向けた取り組みを計画的に進めます。

- ③ 計画的な人事管理に努めます

実施内容	方 法
介護人材の確保に努めます	人材確保 PT を引き続き実施し、人材確保策を更に検討します。職員参加による採用チームを編成し、求職者に直接訴求する採用活動について具体的に検討、実施します。 介護実習生の積極的な受入を継続するとともに介護に関心のある一般学生等を対象としたインターンシップを実施します。 (仮称)目黒三丁目特別養護老人ホームの介護人材の確保にあたっては、大量採用に備え、適切に確保策を実施していきます。

職員の定着・育成に努めます	<p>職員の育成については、年間研修計画に基づき職層研修等を実施するとともに、OJT 及び目標（業務）管理制度の活用により職員の早期戦力化、能力の育成強化を図ります。</p> <p>雇用情勢に柔軟に対応し、人材確保に努めるとともに、人材確保につながる雇用形態等について継続検討します。</p> <p>職員のワークライフバランスに配慮した働き方や制度、定着支援について検討します。</p>
ストレスコントロール、腰痛防止など職員の心身の健康管理に努めます	<p>労働安全衛生法に基づき、ストレスチェックを実施します。また、制度の周知や産業医との連携を行い、職員のメンタルヘルス不調の未然防止に努め、対応していきます。</p>

④ 積極的に情報を提供し、十分な説明責任を果たします

実施内容	方法
ホームページの活用等、情報を可能な限り提供し、タイムリーな情報の発信を行います	平成 30 年度にリニューアルした事業団ホームページの活用を促進し、情報提供・情報発信を拡大するとともに、常に最新情報が閲覧できるよう更新を行うなどの充実を図ります。

⑤ 健全な財務規律を確保します

実施内容	方法
法人の経営状況・財務状況を正確に把握し、透明性の高い財務管理を行います	<p>平成 30 年度の会計監査人候補者による予備調査の結果を受け、より適切な管理体制を確立するとともに、各種引当金・積立金、資金の繰入れ等についても適切な処理を行います。</p> <p>また、計算書類の作成についても正確かつ迅速に行い、各事業別に経営状況等を的確に把握し、適正な財務管理を行います。</p>
職員の経営感覚・コスト意識の徹底を図ります	<p>社会福祉法人の経営指標の活用や同種施設の契約状況等を把握し、適正なサービスの提供に必要なコストの明確化に取り組みます。</p>

2 運営管理

(1) 理事会・評議員会

法人運営における重要事項を決定するため、理事会・評議員会を開催します。

開催時期	予定される主な議案
5 月～6 月	前年度事業報告及び決算報告
9 月～10 月	補正予算（第 1 号）
3 月	補正予算（第 2 号）、次年度事業計画及び予算

* 必要に応じて臨時に開催します。

(2) 運営協議会

地域や利用者の意見を法人運営に反映させるため、運営協議会を年 2 回程度開催します。

(3) 会議

事業運営における重要事項の検討及び目黒区と協議・調整する事項並びに施設間相互の調整など、円滑な事業執行を図るため経営会議及び拡大経営会議を定例で開催します。

(4) 人事・給与

採用事務や給与計算は、引き続き事務局において一括して効率的に処理します。

(5) 経理

各施設の会計処理は、引き続き事務局において一括して効率的に処理を行い、会計基準に基づいた拠点区分、サービス区分毎の収支を把握することにより、より効率的・効果的な経費の執行に努めます。

また、社会福祉法人制度改革の一環として導入された「社会福祉法人財務諸表等開示システム」への対応や適切な計算書類を作成する管理体制の構築も含め、制度に則った透明性の高い財務諸表の作成を行います。

なお、社会福祉法人制度改革に伴う会計監査人による監査については、平成 30 年度に会計監査人候補者の選定を行い、平成 30 年度決算における収益が 30 億円を超えた場合に、平成 31 年度から会計監査人として選任することとしています。

3 職員育成・管理

職員育成については、それぞれの階層・経験年数において必要な知識・技能など職務遂行能力の向上を図ります。

また、健康管理及び福利厚生制度の実施など職員にとって働きやすい環境を整えます。

(1) 職層研修の実施

- ① 新人職員研修
- ② 入社 2 年目研修
- ③ 中堅職員研修（サービス専門職 A・総合職）
- ④ 総合職転換者研修
- ⑤ 中堅職員研修（ステップアップ・フォローアップ）（総合職）
- ⑥ 指導職（2 級）研修（昇格時・3 年目・5 年以上）
- ⑦ 指導職（1 級）研修（昇格時・5 年以上）
- ⑧ 管理職（2 級）研修（昇格時・3 年目・5 年以上）

(2) 目標管理・人事考課研修

- ① 考課者研修
- ② 被考課者研修

(3) 職員の福利厚生・健康診断の実施

- ① 定期健康診断・婦人科健診・夜勤者健診・腰痛健診
- ② ストレスチェック

4 介護・福祉人材育成事業

平成 30 年度から新たに受託した介護・福祉人材育成事業について、実施初年度の実績や参加者からの要望を踏まえ、以下の通り取り組みます。

(1) 研修事業

区内介護事業所の介護職員等に対して、スキルアップ研修（全 11 回）を実施することにより、業務にやりがいを持って従事する介護職員の定着や、介護サービスの質の向上を図りま

す。

また、研修開催時間を 18:30～20:00 へ 30 分繰り下げることにより、参加しやすくします。

(2) 介護職員相談事業

区内介護事業所の介護職員等に対して、業務上の悩みを相談できる相談事業を実施することにより、介護職員の離職防止を図ります。

また、受付方法についても毎週水曜日 14:00～16:00 の電話受付の他、メール、FAX により常時受け付けることにより、相談しやすい環境を整えます。

第9 特別養護老人ホーム

1 施設の概要

(1) 施設

事業所名	目黒区立特別養護 老人ホーム東が丘	目黒区立特別養護 老人ホーム東山	目黒区立特別養護 老人ホーム中目黒
所在地	目黒区東が丘 1-6-4	目黒区東山 3-24-6	目黒区中目黒 5-7-35
利用定員	介護老人福祉施設 100人 (1371000280)	介護老人福祉施設 130人 (1371000777)	介護老人福祉施設 44人 (1371000272)
	短期入所生活介護 10人 (1371003789)	短期入所生活介護 10人 (1371003805)	短期入所生活介護 14人 (1371003813)

(2) 職員体制

職種	東が丘			東山			中目黒		
	正規	契約	計	正規	契約	計	正規	契約	計
管理者	1		1	1		1	1		1
医師		5	5		5	5		3	3
生活相談員	2		2	3		3	1		1
介護支援専門員	(2)		(2)	(3)		(3)	(1)		(1)
介護職員	36	9	45	47	11	58	21	2	23
看護職員	4	1	5	5	1	6	3	1	4
栄養士	1		1	1		1	1		1
機能訓練指導員	1(1)		1(1)	1	1	2	1		1
事務・福祉	2	1	3	2	1	3	1		1
運転手・添乗員		(7)	(7)		(7)	(7)		3	3
用務		1	1		1	1		1	1

* 介護職員及び看護職員については、上表の他にパート職員がありますが、勤務日数等に変動があるため掲載していません。

* () は兼務者数

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 利用者の人権を何よりも大切にし、利用者一人ひとりに合ったより良いサービスを提供します。
- (2) 安全で安心して生活していただけるよう、事故防止や適切な医療連携に努めるとともに、災害などの緊急事態への適切な対応を図ります。
- (3) 医療的ケアが必要な方の受け入れ、緊急一時保護への対応、認知症ケアや看取りケアへの積極的な取り組みなどにより、区立施設としての役割を果たしていきます。
- (4) 地域の一員として施設の持つ能力を最大限活用し、地域や住民に役立ち貢献できる開かれた施設運営を行い、地域福祉の向上に努めます。

3 平成 31 年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画（特別養護老人ホーム共通）

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

① 人権意識の徹底を図り、身体拘束のない介護・支援を継続し、虐待防止に取り組みます

実施内容	方法
利用者の人権を尊重したサービスを提供できるように、人権研修や OJT を継続的に実施し、人権意識の高い職員を育成します	定期的な人権委員会の開催と人権研修を実施し、すべての職員の人権意識を高めます。また、利用者の気持ちを理解するために、職員が利用者体験をする研修などを実施し、サービスに活かします。

② 医療的ケアの充実を図ります

実施内容	方法
他施設では受け入れ困難な医療的ケアの必要な利用者や介護度が高い利用者の受け入れを進めます	医療的ケアの必要な方の受け入れを進めるとともに、介護士の技術向上に取り組み、利用者が安心して医療的ケアが受けられるようにします。

③ 施設の地域への貢献を進めます

実施内容	方法
地域交流スペースを有効活用し、地域に開かれた施設づくりに積極的に取り組みます	「地域交流スペース」を有効活用し、「福祉・介護教室（仮称）」を定期的に開催して地域への貢献を進めます。

④ 効率的・効果的な施設運営・事業運営に取り組みます

実施内容	方法
区立特別養護老人ホームの運営において、収入の確保と経費の縮減を計画的に行っていきます	特別養護老人ホームの利用率目標 98%（空床利用による短期入所生活介護を含む）の達成に取り組むとともに、建物総合管理の委託内容を見直し、経費を縮減します。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

① 特別養護老人ホーム東が丘

項目	方法
利用者個々の意向に沿った個別ケアを行います	利用者及び家族等の意向や思いに沿ったサービス計画書を作成し、チーム全体で個別ケアを行います。
個人及び小グループでの活動を支援します	季節行事、クラブ活動の他に、個々の意向や趣向に合った個人及び小グループ活動を企画し、開催します。

② 特別養護老人ホーム東山

項目	方法
利用者の個別の希望に沿ったレクリエーション活動を行い、生活の活性化を図り	利用者一人ひとりが何に興味があるか・趣味は何か、等を聞きだし、居室担当者を中心に個別の活動を行います。また、レクリエーションがどの職員でも一定のレベルで行えるよ

項目	方法
ます	うに、職員一人ひとりのレクリエーション能力の向上を図ります。
利用者が地域の一員として暮らすことができるよう、地域との連携強化に向けた取り組みを行います	利用者が地域交流スペースを活用したサロンや講習会などの活動に参加できるように支援します。また、施設の資源を活用し、講習会等を開催し、広く地域に施設をPRするとともに、地域の方の交流の拠点を目指します。

③ 特別養護老人ホーム中目黒

項目	方法
利用者が気持ち良く生活できる環境を整えます	居室担当者が中心となって居室の整理整頓、清掃を定期的実施します。また、共有スペース等の汚れや破損に気づいて、速やかに必要な対応をします。 職員は、清潔感のある服装と笑顔で丁寧な接遇を行い、互いにできていることを確認します。
利用者が楽しめる余暇活動を実施します	物づくりや体操など様々な種類の活動を朝の会や午後に行います。 ボランティアの協力を得て行事やクラブ活動を行い、他のフロアの活動に参加できる体制を整えます。 居室担当者が中心となって利用者や家族から希望や意見を伺い、その方に合った個別活動を実施します。

(3) 目標利用率（特別養護老人ホーム共通）

特別養護老人ホームの利用率は、空床利用の短期入所生活介護（ショートステイ）を含めて 98%とし、目標利用率を達成するため、空床期間の短縮や入院中の利用者のベッドを有効活用して、短期入所生活介護（ショートステイ）の利用者を受け入れます。

短期入所生活介護事業の利用率は 100%を目標とし、目標利用率を達成するため、居宅介護支援事業所へ空床状況等の情報配信を行います。

4 サービス内容

特別養護老人ホームと短期入所生活介護（ショートステイ）の介護サービスは一部を除いて同様に提供します。

(1) 入所前の事前説明

新規入所者に対して、サービス内容やサービス提供体制等の情報提供と契約書や重要事項説明書の内容を理解したうえで入所して頂けるように事前に説明を行います。

(2) 施設サービス計画・（介護予防）短期入所生活介護計画（以下「サービス計画」）の立案

サービス計画は自立支援と生活の質の向上を目的とし、利用者及び家族の意向、要望を可能な限り反映させて作成します。

(3) 介護

介護にあたっては同性介助に努めるなど人権に配慮し、利用者個々のサービス計画に沿って入浴・排泄・食事など必要な介助を行います。また、自立支援の観点から、できることは自力で行えるよう支援し、残存能力の維持向上を図ります。

① 入浴の介護

入浴は、利用者の健康状態に応じて週 2 回以上行います。入浴できない方には清拭(せいしき)を行います。

② 排泄の介護

一人ひとりの心身の状態を確認して、自立に必要な援助を行います。おむつを使用せざるを得ない場合は、個人の状況に応じた適切な方法により適時援助を行います。

③ 食事の介護

利用者の嚥下機能や心身状態に応じて、安全に自立して食事ができるように援助します。食事は、常食のほか、利用者の咀嚼・嚥下機能、消化・吸収機能などの身体状態に合わせた食形態で提供します。

四季折々の行事食や、メニューを選べる選択食を提供します。

(4) 栄養ケアマネジメント

管理栄養士が、医師をはじめ他の専門職と共同して、各利用者の栄養状態を把握し、一人ひとりの摂食・嚥下機能に合わせた栄養ケア計画を作成し、栄養状態の維持・改善に努めます。また、医師の指示により療養食にも対応します。

(5) 健康管理

① 嘱託内科医師、嘱託精神科医師及び看護師が、日常の心身の健康管理を行い、必要に応じて健康保持のための適切な手当、援助を行います。

② 年 1 回定期健康診断を行います。

③ 施設内感染予防のために予防接種、感染症予防対策を実施します。

④ 夜間看護師や遅番看護師を配置して、医療的ケアの必要な利用者が安心して介護を受けられるようにします。

⑤ 下記の病院に協力を依頼し、利用者の緊急対応の便宜を図っています。

厚生中央病院	東京共済病院	日扇会第一病院	碑文谷病院
本田病院	三宿病院	目黒病院	

(6) 口腔ケアマネジメント

歯科医師や歯科衛生士の指導助言を受け、利用者一人ひとりの口腔ケア計画を作成し、口腔内の機能維持を図ります。

(7) 看取りケア

利用者及び家族の要望があり、主治医が看取りの時期であると判断した場合に看取りケアを実施します。

実施の際には「看取りケア指針」に基づき、利用者及び家族の意向を反映した看取りケア計画を作成し、それに沿って「その人らしい尊厳ある看取り」を実施します。

(8) 機能訓練

利用者の意向と生活状況を踏まえて個別機能訓練計画を作成し、機能訓練指導員と多職種が共同・連携して、生活場面で以下の機能訓練(生活リハビリ)を行います。

- ・心身機能と生活能力の維持に努めます。
- ・福祉機器を活用しながら利用者の持つ生活能力を活かした自立支援を行います。
- ・精神面及び生活の活性化を図ります。
- ・安心して過ごせるように居室のベッド周辺や車いす等の生活環境の調整をします。

(9) レクリエーション等

- ① 行事・クラブ活動・趣味活動などは、利用者の希望や自主性を尊重し、家族やボランティアの協力を得ながら計画的に実施します。
- ② 施設内で楽しみ、くつろげる場を提供するため、ボランティアなどによるホーム喫茶を実施します。
- ③ 利用者が年々重度化していますが、なるべく全員が参加できる小グループや個別でのレクリエーションなどを行うよう工夫します。

(10) 生活相談

利用者の心身の状況、その置かれている環境などを的確に把握するように努め、利用者及び家族に対し介護や、日常生活に関する様々な相談に応じ、必要な援助を行います。

(11) 利用者・家族の声を反映

利用者集会及び家族懇談会等を定期的で開催し、意見・要望を直接聞く機会を設けます。また、利用者及び家族を対象とした満足度調査（アンケート）を年1回実施し、サービスの向上に活かします。

	東が丘	東山	中目黒
家族懇談会	年4回	年3回	年3回
利用者集会	毎月	毎月	毎月
利用者懇談会	年2回	年4回	年2回
満足度調査	年1回	年1回	年1回

5 活動予定表

(1) 日課表

時間	特別養護老人ホーム共通
6:30～	起床、着替え、洗面
7:45～	朝食、口腔ケア
9:30～	朝の会、入浴
10:00～	レクリエーション、クラブ活動、お茶等
12:00～	昼食、口腔ケア
14:00～	入浴、レクリエーション、クラブ活動
15:00～	お茶等、おやつ（週3回）
18:00～	夕食
19:00～	口腔ケア、着替え、就寝
20:00～	お茶等、服薬
21:00～	消灯（東が丘ホーム、中目黒ホーム）
22:00～	消灯（東山ホーム）

* 上記の日課表の他、排泄介助は定時と随時（個別に合わせた時間）で行います。また、体位変換は2～3時間ごとで行います。

(2) クラブ活動

東が丘	東山	中目黒
書道クラブ	書道クラブ	書道クラブ
陶芸クラブ	コーラスクラブ	陶芸クラブ
コーラスクラブ	フラワーアレンジメント	コーラスクラブ
バック手芸クラブ	すみれクラブ	朗読クラブ
ハーモニカクラブ	手工芸クラブ	器楽クラブ
音楽クラブ	折り紙クラブ	手話ダンス
東が丘バンド		

(3) 年間行事予定

月	東が丘	東山	中目黒	行事食（共通）
4	お花見	お花見	お花見	
5	端午の節句 菖蒲湯	端午の節句 菖蒲湯 風船バレーボール	端午の節句 菖蒲湯	端午の節句膳
6	おやつ作り 保育園交流会 買物サロン	ホットケーキ作り	おやつ作り	
7	七夕交流会（幼稚園） お盆供養 花火大会	七夕 お盆供養	七夕交流会（保育園） お盆供養	七夕メニュー 土用丑の日
8	夏祭り	昭和週間 夏祭り	花火を楽しむ会	お祭りメニュー （8月～10月）
9	敬老会 幼稚園交流会	敬老会	夏祭り 敬老会 保育園交流会	敬老祝い膳
10	運動会 保育園交流会	貝塚まつり（秋祭り） ホットケーキ作り	おやつ作り	
11	買物サロン	お芋を食べる会 風船バレーボール	演奏会 寿司バイキング ホームレストラン	
12	望年会 柚子湯 デザートバイキング	望年会 柚子湯 ケーキバイキング	望年会 柚子湯	望年会メニュー 年越しそば
1	新年会 初詣	正月お楽しみ会 獅子舞鑑賞会 初詣 お汁粉を食べる会	新年会 初詣	おせち料理 七草粥
2	節分豆まき 寿司バイキング おやつ作り	節分豆まき お好み焼き作り	節分豆まき（保育園 交流会）	福内膳
3	桃の節句	桃の節句 寿司バイキング お花見ドライブ	桃の節句 ホームレストラン なべころ花祭(外出)	桃の節句膳

※お祭りや行事に合わせて事食を提供します

※近隣の保育園等の訪問が不定期にあります

(4) 月間行事予定

	東が丘	東山	中目黒
活動内容	ホーム喫茶 (毎月)	ホーム喫茶(毎月)	ホーム喫茶(毎月)
	コーヒーを楽しむ会 (毎月)	コーヒー喫茶(毎月)	保育園児誕生祝い訪問 (毎月)
	個別及びグループ活動	映画鑑賞会(隔月)	保育園児交流訪問 (毎月)
	個別及びグループ外出	個別及びグループ活動	個別及びグループ活動
		個別及びグループ外出	個別及びグループ外出
		二胡・三線演奏会(隔月)	歌の会
		演芸等鑑賞会	
		ハンドマッサージ	
	ドッグセラピー		

6 緊急ショートステイ

介護者の急な疾病などに対応するため、緊急ショートステイ1床を特別養護老人ホーム東山に確保しています。

7 緊急一時保護

在宅の高齢者がその家庭で介護などを受けられず、目黒区長が緊急に保護する必要があると認めた場合、目黒区からの要請により、その高齢者を一時的に受け入れます。

8 地域との連携

(1) ボランティア

① ボランティアの受け入れ

話し相手や清掃等の生活支援、クラブ活動支援、技術支援、定例行事支援、行事支援のボランティアを積極的に受け入れます。

② ボランティア懇談会

継続して活動できるように、ボランティアの意見・要望を取り入れるとともに、ボランティア同士の交流の場とします。

③ ボランティア講習会

地域や施設で活動できるボランティアを育成するために、未経験者にも参加を呼びかけ、ボランティア講習会を開催します。

(2) 地域貢献活動

地域包括ケアシステムの一翼を担い、地域との連携を深めると共に、特別養護老人ホームの特徴を生かして地域に必要とされ、地域に貢献できる施設運営を行います。

① 「いきいきサロン・会食サービス」の開催

週1回、地域交流スペースを地域住民に開放するとともに、希望するひとり暮らし等高齢者には食事を提供します。

- ② 「福祉・介護教室(仮称)」の開催
施設の持つ専門知識と経験を活かし、地域住民を対象とした「福祉・介護教室(仮称)」を新たに開催します。
- ③ 地域交流スペース貸出支援事業
地域住民を対象とした「手ぬぐい体操クラブ(毎週)」等の実施グループに地域交流スペースを貸し出します。
- ④ 目黒区の「めぐろシニアいきいきポイント事業」のサポーターに施設ボランティアとしての活動の場を提供します。
- ⑤ 実習・職場体験の場の提供
介護福祉士、社会福祉士、初任者研修等の資格取得の実習や小・中学生の職場体験や大学生のインターンシップ、教員免許取得のための介護等体験、目黒区の生活保護受給者を対象とした社会体験などを積極的に受け入れます。
- ⑥ 家族介護教室〔目黒区委託事業〕
在宅で高齢者を介護する家族、援助者及び介護技術や知識の習得を希望される方などを対象に、家族介護教室を開催します。また、高齢者の健康を支え、在宅での生活が継続できるように、食事や栄養、健康管理についての知識を習得していただけるような講習を行います。
- ⑦ 施設見学会の実施
介護の日(11月11日)に合わせて、多くの区民の方に目黒区の特別養護老人ホームを知っていただくために、施設見学会・介護相談会を実施します。
- ⑧ 講師派遣
各施設には、福祉・医療の専門職員が従事しており、地域で開催される講座など社会の要請に応じた講師派遣の依頼に積極的に取り組みます。
- ⑨ 車椅子貸出事業
施設の資源を地域で活用できるように、施設の車椅子を無料で貸出します。(原則として1回1週間の貸出)
- ⑩ 地域交流サロンの開催(特養東山)
地域の高齢者の居場所づくりと介護予防を目的として、めぐろボランティア・区民活動センターと連携し地域のボランティアが主体となって交流サロンを月1回定期的に開催します。
- ⑪ 「ふれあいの居場所」の開催(特養中目黒)
地域包括支援センターや地域住民と連携して月1回、地域の独居、高齢者世帯を中心に「決まった日時にそこへ行けば誰かがいる場所」を提供するとともに、ホーム利用者が地域の方と交流を持てる機会を支援します。

第 10 在宅ケア多機能センター

1 施設の概要

(1) 施設

①小規模多機能型居宅介護

事業所名	東が丘多機能ホームあすなろ	東山多機能ホームけやき
所在地	目黒区東が丘 1-6-4	目黒区東山 3-24-6
介護保険 指定番号	小規模多機能型居宅介護・介護予防 小規模多機能型居宅介護 (1391000419)	小規模多機能型居宅介護・介護予防 小規模多機能型居宅介護 (1391000344)
定員	登録定員 29人 通い定員 18人(1日) 泊まり定員 7人(1日)	登録定員 29人 通い定員 18人(1日) 泊まり定員 7人(1日)

②認知症対応型通所介護

事業所名	東が丘デイホームしいの木	東山デイホームいちょう
所在地	目黒区東が丘 1-6-4	目黒区東山 3-24-6
介護保険 指定番号	認知症対応型通所介護・介護予防認知 症対応型通所介護(1391000229)	認知症対応型通所介護・介護予防認知 症対応型通所介護 (1391000237)
定員	利用定員 12人(1日)	利用定員 12人(1日)

(2) 職員体制

職種	東が丘多機能ホームあすなろ			東山多機能ホームけやき		
	正規	契約	計	正規	契約	計
管理者	1		1	1		1
介護支援専門員	(1)		(1)	(1)		(1)
生活相談員						
介護職員	7	3	10	7	3	10
看護職員		1	1		1	1
機能訓練指導員						
栄養士	(1)		(1)	(1)		(1)
運転手・添乗員		(7)	(7)		(7)	(7)

職種	東が丘デイホームしいの木			東山デイホームいちょう		
	正規	契	計	正規	契約	計
管理者	(1)		(1)	(1)		(1)
介護支援専門員						
生活相談員	4(3)		4(3)	4(4)		4(4)
介護職員	(2)	4	6(2)	(3)	4	7(3)
看護職員		(1)	(1)		(1)	(1)
機能訓練指導員		(1)	(1)		(1)	(1)
栄養士	(1)		(1)	(1)		(1)
運転手・添乗員		(7)	(7)		(7)	(7)

* () は兼務者数

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 利用者の人権を何よりも大切にし、利用者一人ひとりに合ったより良いサービスを提供し、一日でも長く在宅での生活が送れるよう支援します。
- (2) 少人数での個別ケア、柔軟なサービスの提供、専門的な認知症ケアなど、小規模多機能型居宅介護と認知症対応型通所介護のそれぞれの特長を活かしたケアを行います。
- (3) 安全で安心して利用していただけるよう、事故防止や適切な医療連携に努めるとともに、災害などの緊急事態への適切な対応を図ります。
- (4) 地域密着型施設として、地域や住民に役立ち貢献できる開かれた施設運営を行い、地域福祉の向上に努めます。

3 平成 31 年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画（在宅ケア多機能センター共通）

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

①人権意識の徹底を図り、身体拘束のない介護・支援を継続し、虐待防止に取り組みます

実施内容	方法
利用者の人権を尊重したサービスを提供できるように、人権研修や OJT を継続的に実施し、人権意識の高い職員を育成します	特養と通所合同で定期的な人権委員会の開催と人権研修を実施し、すべての職員の人権意識を高めま す。また、利用者の気持ちを理解するために、職員が利用者体験をする研修などを実施しサービスに活か します。

②個人情報保護の徹底を図ります

実施内容	方法
全職員が個人情報の管理を徹底します	個人情報の保護について、課長や所長が個人情報保護規程、人権指針、情報管理マニュアルを使って事例集に基づいて研修を実施し、職員全員が個人情報保護を徹底できるようにします。

③医療的ケアの充実を図ります

実施内容	方法
他施設では受け入れ困難な医療的ケアの必要な利用者や介護度が高い利用者の受け入れを進めます	他事業所で受け入れが困難な医療的ケアが必要な方を積極的に受け入れます。また、利用者や家族の意向を前提に、可能な限り、在宅における看取りの方を受け入れます。

④在宅介護の充実に向けた介護技術を提供します

実施内容	方法
施設で持っている介護技術を、家庭や地域に提供していきます	在宅ケア多機能センターの家族懇談会や運営推進会議などの機会を利用するとともに、地域交流スペースでの「福祉・介護教室(仮称)」を通し、施設で持っている介護技術を家庭や地域で活用していただけるよう提供していきます。

⑤効率的・効果的な施設運営・事業運営に取り組みます

実施内容	方 法
在宅ケア多機能センターについて、利用率の向上などにより事業収益を確保していきます	職員体制の整備等により在宅ケア多機能センターの運営を安定軌道に乗せ、利用率の向上に取り組みます。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

東が丘多機能ホームあすなろ（小規模多機能型居宅介護）

項 目	方 法
利用者個々の意向に沿ったプログラムを実施し、心身の活性化を図ります	利用者個々の生活歴・趣味等を家族を含めて聞き取り、ご本人の興味ある活動をできる限り用意をしていきます。
個人情報保護、プライバシー保護を徹底します	職員の定期的な内部研修実施し、意識の向上を図り個人情報の保護を徹底します。 同性介助については意向に沿って実施します。

東山多機能ホームけやき（小規模多機能型居宅介護）

項 目	方 法
利用者一人ひとりの楽しみを把握し、生活の充実を図ります	一人ひとりの『やりたいこと』に合わせた活動を行うとともに、施設に通うだけでなく、ご自分の地域の活動や居場所に出かけられるように企画し実施します。
在宅生活における不安等を少なくし、一日でも長く在宅生活を継続できるように支援します	自宅での生活への不安などを伺い、アドバイスするとともに、ご本人やご家族と一緒に不安が軽減できるように環境を整えます。

東が丘デイホームしいの木（認知症対応型通所介護）

項 目	方 法
利用者個々の状況、意向を考慮し、利用者にとって安心して過ごせる場所、環境を提供します	利用者の生活歴などから興味があることを見つけ、利用者が出来ること、したいことを活動に取り入れていきます。また、家族や関係機関と連携して個々の課題解決に取り組みます。
デイサービス参加中の本人の様子が知りたい、在宅で生活する上で高齢者の食事や排泄状況について相談したい等の家族からの要望に速やかに対応します	家族が来所し、デイサービスでの様子を見学してもらえよう定期的に見学・相談週間を設定します。また、利用者個々の状況を踏まえ、在宅生活を継続していく上で必要な介護情報、技術を家族に伝えていきます。

東山デイホームいちろう（認知症対応型通所介護）

項 目	方 法
楽しみながら活動に参加していただき、認知症の進行	在宅では難しい料理や買い物等を、活動に取り入れ、自立支援や他者との交流等を意図的に行うこと

を和らげます	で、認知症の進行を和らげるように支援します。
在宅生活に必要な情報を積極的に発信していきます	介護方法や在宅生活で困っていること等についてご家族が相談しやすいように、連絡帳を活用します。また、「いちよう便り」やホームページを活用し、活動の様子やデイホームからのお知らせを伝えるだけでなく、介護に役立つ情報を発信します。

(3) 在宅ケア多機能センターでは、事業所として、自ら提供するサービスの質の評価として自己評価を行い、運営推進会議に報告したうえで公表します。

(4) 目標利用率

小規模多機能型居宅介護では登録率 75%、認知症対応型通所介護では利用率 80%を目標とし、さらなる利用率の向上に努めます。

4 小規模多機能型居宅介護（東が丘多機能ホームあすなろ・東山多機能ホームけやき）

(1) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	365日（年中無休）
	①通いサービス（基本時間）午前9時～午後6時
	②宿泊サービス（基本時間）午後6時～午前9時
	③訪問サービス（基本時間）24時間
休業日	なし

(2) 居宅サービス計画・小規模多機能型居宅介護計画

①次の方針の下に、利用者の個別の状況に合わせて、居宅サービス計画（ケアプラン）と小規模多機能型居宅介護計画を作成します。

- ・少人数での個別ケアと、通い・泊まり・訪問を組み合わせた柔軟な対応により、きめ細やかな自立支援を行い、地域でのその人らしい生活を支える。

- ・24時間365日の安心を提供するとともに、家族や地域との連携により、在宅での生活を可能な限り継続できるように支援する。

②計画作成にあたっては、適切なアセスメントに基づき、本人・家族・地域の力も生かしながら、必要なサービスを柔軟に提供します。

③本人・家族へのトータルな支援のため、スタッフ全員で情報を共有し、チームケアを進めます。

(3) 通いサービス

①利用時間

基本は午前9時～午後6時ですが、夕食を取ってから帰宅するなど、一人ひとりの事情に合わせた利用に対応します。

②アクティビティサービス

レクリエーションや趣味活動を通し、利用者相互の交流を深め、生きがいのある豊かな日常生活を送れるように支援します。

決められたプログラムに合わせるのではなく、その人その人に合わせた「寄り添うケア」に努めます。

③機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な筋力の維持・向上を図るための訓練を行います。利用者の希望により身体状況にあった個別機能訓練を実施します。

地域の中で生活を送っていただくよう、散歩や買い物などの外出の機会を大切にします。

④食事サービス

常食のほか、利用者の咀嚼(そしゃく)機能、消化・吸収機能などの身体状態に合わせて提供します。アレルギーなどで食べられない食品がある場合は、他の食品に代えて提供します。

可能な限り利用者と職員の共同で食事の準備・調理・後片付けなどを行い、日常生活の場として過ごしていただけるようにします。

⑤入浴サービス

利用者の状態に合わせて、個浴浴槽又は機械浴槽により提供しています。提供にあたっては、健康管理、衛生管理及びプライバシー保護に配慮します。

⑥送迎サービス

ルート送迎のほか、小型車による個別送迎を行います。

⑦健康管理

施設への来所時を中心に脈拍・血圧・体温などのチェックをし、入浴時や活動中だけでなく訪問時にも全身の観察や健康状態の確認をします。急な体調変化時は、本人の意向を伺いながら家族に連絡し、速やかに通院や往診につなげます。

(4) 宿泊サービス

通い慣れた場所、顔なじみの職員で、安心して泊まっていただける環境づくりに努めます。

病院から在宅に復帰するまでの間など、一定期間の連続した利用にも対応します。体調の変化により自宅で過ごすことが不安な時や、台風や降雪などの悪天候の際など宿泊室に余裕があれば、当日の利用希望にも応じます。

(5) 訪問サービス

通いサービスに出かけるための準備、服薬介助、夕食後の就寝介助、通いの利用が無い日の見守りなど、状況に合わせて訪問を行います。

院内介助、散歩、買い物なども、必要に応じて柔軟に対応することとしています。

自宅を訪問することで、ご本人と家族の状況を全体として把握し、自宅と施設を通してトータルに生活を支えています。

訪問サービスにあたっては、訪問指示書や利用者宅見取り図の作成などにより、支援内容の明確化と職員間の情報共有に努めます。

(6) 相談・助言等

利用者及び家族が安心して在宅生活を継続できるように、介護支援専門員が中心となり、介護・健康・栄養などについて積極的に相談に応じ、適切に助言していきます。

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

家族懇談会や活動見学会を開催し、家族間の交流を深める機会を提供するとともに在宅介護を支援するよう情報提供に努めます。

連絡ノートなどを活用し利用者の状況変化等の共有化を図ります。

(7) 短期利用

東山多機能ホームけやきでは、登録定員に空きがあり、緊急やむを得ないなど一定の要件を満たす場合に、7日（やむを得ない事情がある場合は14日）の範囲内で一時的に利用できる「短期利用」を本年度から新たに実施します。

5 認知症対応型通所介護（東が丘デイホームしいの木・東山デイホームいちょう）

(1) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	365日（年中無休） 午前9時～午後6時
休業日	なし

(2) 認知症対応型通所介護計画の作成

①次の方針の下に、利用者の個別の状況に合わせて、認知症対応型通所介護計画を作成します。

- ・認知症の人がその人らしい生活を続けられるよう、また家族の介護負担を軽減できるように、認知症の専門的ケアを提供する。
- ・デイにおいてのみならず、自宅での生活も含めて、その人にとって望ましい暮らしを実現できるように支援する。

②認知機能の障害を持っていても、ご本人がこれまでに獲得してきた能力や知識が自然な形で発揮されるように支援をします。

③利用者との関わりを通して行動・心理症状の背景要因などを把握し、それを職員間で共有してチームケアを進めます。

(3) サービス内容

①アクティビティサービス

レクリエーションや趣味活動を通し、利用者相互の交流を深め、生きがいのある豊かな日常生活を送れるように支援します。

作業活動を通じて日常生活動作の自立度の向上及び維持を図り、その成果が自宅でも活かせるよう援助します。

決められたプログラムに合わせるのではなく、その人その人に合わせた「寄り添うケア」に努めます。

活動の中で達成感を感じたり、役割意識を持てるように働きかけを行い、生活への意欲を引き出すように努めます。

②機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な筋力の維持・向上を図るための訓練を行います。利用者の希望により身体状況にあった個別機能訓練を実施します。

地域の中で生活を送っていただくよう、散歩や買い物などの外出の機会を大切にします。

③食事サービス

常食のほか、利用者の咀嚼(そしゃく)機能、消化・吸収機能などの身体状態に合わせて提供します。アレルギーなどで食べられない食品がある場合は、他の食品に代えて提供します。

④入浴サービス

利用者の状態に合わせ、個浴浴槽又は機械浴槽により提供します。提供にあたっては、健康管理、衛生管理及びプライバシー保護に配慮します。

⑤送迎サービス

送迎車により、添乗員が同乗し、自宅玄関まで送迎します。

⑥健康管理

施設への来所時を中心に脈拍・血圧・体温などのチェックをし、入浴時や活動時にも全身の観察や健康状態の確認をします。

(4) 相談・助言等

利用者及び家族が安心して在宅生活を継続できるように、居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員と連携し、介護・健康・栄養などについて積極的に相談に応じ、適切に助言していきます。

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

家族懇談会を年2回、活動見学会を年1回開催し、家族間の交流を深める機会を提供するとともに、在宅介護を支援するよう情報提供に努めます。

連絡ノートなどを活用し利用者の状況変化等の共有化を図ります。

6 活動予定表

(1) 年間行事予定

※家族懇談会を年2回、活動見学会を年1回予定しています。

月	東が丘	東山
4	お花見	お花見
5	菖蒲湯 小外出 (あすなる)	菖蒲湯 園芸活動
6	おやつ作り	小外出
7	七夕会	七夕会
8	夏祭り	夏祭り
9	敬老会	敬老会
10	運動会	小外出 秋祭り (貝塚祭り)
11	おやつ作り (しいの木)	運動会
12	望年会 柚子湯	望年会 柚子湯
1	新年会 初詣	初詣 鏡開き
2	節分	節分(茶話会)
3	ひな祭り	ひな祭り (茶話会)

(2) 月間行事予定

活動 内容	東が丘	東山
	誕生会	誕生会
	近隣保育園・小学校と交流会	近隣保育園・小学校と交流会
	近隣散歩・外出・買い物	近隣散歩・外出・買い物
	手話ダンス（年6回）	手話ダンス（年6回）
	音楽レクリエーション（月1回）	ピアノ演奏（年6回）
	和太鼓演奏等（年2回）	和太鼓演奏（年6回）
	ハーモニカ演奏（月1回）	動物ボランティア
	陶芸（月1回）	バイオリン・フルート演奏
	コーラス（月1回）	コーラス
	クラシックコンサート（年2回）	書道
	朗読（月1回）	うきうきアート（臨床美術）
	Dカフェ（認知症カフェ）参加（月1回）	ハーモニカ演奏
		オカリナ演奏と朗読
		パック手芸

※小規模多機能型居宅介護では、毎月1回程度、食事作りとおやつ作りを行います。

7 地域との連携

(1) 地域との交流・連携への取り組み

①保育園・幼稚園との交流

近隣の保育園・幼稚園の間では、施設行事に園児の訪問を受けたり、利用者が園の運動会に出向いて参加するなどの交流を行います。

②職場体験の場の提供

中学生の職場体験や大学生のインターンシップ、社会福祉士、介護福祉士、看護師などの専門学校や教員免許取得のための介護等体験などを積極的に受け入れます。

③町会などとの連携

在宅ケア多機能センターの各運営推進会議には、地域から町会役員や地元民生委員に参加いただき、施設運営についてご意見をお聞きするとともに、施設について知っていただく場とします。

防災訓練では、町会の方に参加いただいで避難訓練などを実施します。

④地域との交流機会

散歩や買い物、地域の行事・イベントへの参加など、地域への外出を積極的に行い、その中で地域との交流機会を確保していくよう努めます。

⑤施設見学会の実施

特別養護老人ホームと合同で、施設見学会を実施します。

⑥地域への貢献

地域交流スペースを活用し、認知症や介護についての地域向け講座を開くなど、地域に貢献する事業を実施していきます。

地域や施設で活動できるボランティアを育成するために、ボランティア講習会を実施します。

(2) ボランティアの受け入れ体制

ボランティアによるさまざまな活動は、利用者にとって地域の方と触れ合う機会ともなるため、積極的に受け入れます。

ボランティアの担当者を明確にし、活動の希望把握から調整まで行います。また、活動しやすいように、ボランティア室を設けています。

活動終了後に提出いただく「ボランティア活動日誌」には、施設への率直な意見や要望などを記載いただき、施設運営の改善につなげます。

めぐろシニアいきいきポイント事業の「いきいきサポーター」も、ボランティアとして受け入れます。

第 11 心身障害者センターあいアイ館

1 施設の概要

(1) 施設

名 称	目黒区心身障害者センターあいアイ館
所 在 地	目黒区八雲 1-1-8
施設の種類	身体障害者福祉センター（B型）
事業の種類	生活介護（1311000655） 地域活動支援センター 短期入所（1311000036） 特定相談支援（1331000990） 身体障害者福祉センター（B型）事業
利用定員	・生活介護 21人 ・中途障害者デイサービス 20人 ・機能訓練 20人 ・短期入所 2人

(2) 職員体制

職種	資格等	業務内容	正規	契約	計
管理者		管理統括	1		1
サービス管理責任者	サービス管理責任者	支援計画書の作成管理	1		1
事務		事務・集会予約システム収納		2	2
相談支援員	相談支援専門員	庶務・委託事業管理・基本相談	2		2
相談支援専門員	相談支援専門員	基本相談・計画相談	2		2
医師	医師	健康管理指導・相談		1	1
保健師	保健師	基本相談・健康管理	1		1
看護師	看護師	健康管理	2	1	3
理学療法士又は作業療法士	理学療法士・作業療法士	機能訓練・支援	2	2	4
言語聴覚士	言語聴覚士	言語機能訓練・支援		1	1
心理		心理相談・支援		1	1
生活支援員		支援サービス	20	5	25
栄養士	（管理）栄養士	栄養管理指導	1		1
用務		用務		1	1

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 利用者主体のサービスを提供します。
- (2) 障害を超えてお互いに支えあい、協力しあえる支援を行います。

3 平成 31 年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

① 効率的・効果的な施設運営・事業運営に取り組みます

実施内容	方法
心身障害者センター事業の見直しを行います	地域活動支援センターの中途障害者デイサービス及び機能訓練の2事業について、より一人ひとりの能力に応じたサービス提供に向け、プログラムやグループの再編などを可能な範囲で実施するとともに、平成 32 年度以降の事業のあり方について、区と協議しながら検討を進めます。
	短期入所の事業実施方法を見直し、業務の一部委託を職員によるサービス提供に変更します。

②区との協議に基づき、本部運営補助や指定管理料の見直しを実施し、財務基盤の強化を図ります

実施内容	方法
障害者施設の指定管理について、利用料金制を導入します	施設管理システムの導入や職員体制の整備により実施体制を整え、平成 31 年 4 月から各障害者施設において利用料金制を導入し、指定管理業務の効率的・効果的な実施を図っていきます。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

項目	方法
事業所としての価値や活動内容の情報発信の取り組みを推進します	各事業の活動内容をより分かりやすく情報発信していけるよう、情報提供の方法や内容を工夫して、取り組みを進めます。

4 サービス内容

(1) 障害者総合支援法に基づく事業

① 特定相談支援事業

障害福祉サービスの利用に際して、自立支援給付費の支給決定に必要なサービス等利用計画書を作成します。また、障害をお持ちの方の総合的な相談に応じます。

1) 計画相談支援

- a. サービス利用支援
- b. 継続サービス利用支援

2) 基本相談支援

- a. 総合的な相談
- b. 医学的相談（リハビリテーション科）
- c. 福祉機器相談

② 短期入所事業

心身に障害があり、保護者の緊急な事情などで一時的に保護が必要なときや自立のための生活体験を希望する方に対して、個々の障害特性等に応じて宿泊を伴う介助・支援を行います。

③ 生活介護事業

重度の肢体不自由で、かつ重度の知的障害がある方に対して、集団活動の場を提供し、日常生活支援、社会参加活動、レクリエーション、健康管理などを行います。また、医療的ケアを必要とする方に対して、医療職の専門性と連携の強化を図り対応するとともに、利用者状況の多様化や重度化に対する安定的なサービス提供に努めます。その他、自宅周辺から施設間の往復の送迎サービス及び障害状況に応じた形態で昼食を提供します。

なお、緊急時・必要時には利用者の利用時間外受け入れを行います。

1) ふらたなすグループ (週5回)

2) けやきグループ (週5回)

④ 中途障害者デイサービス事業

病気、事故等により心身に障害を有することとなった方に対して、機能維持のための集団体操や趣味・生きがい活動などの場を提供します。その他、自宅周辺から施設間の往復の送迎サービス及び障害状況に応じた形態で昼食を提供し利用者の拡大を図ります。

1) なのはなグループ (月・水・金/週3回)

2) こすもすグループ (火・木/週2回)

⑤ 機能訓練事業

病気、事故等により心身に障害を有することとなった方に対して、グループ活動の場を提供し、理学療法士・作業療法士などの専門職が、体操や外出活動などを実施します。また、グループ活動を通し、仲間づくりや情報交換を行うことで、地域で生活していく上での悩みや不安などに対し、共に取り組み、解決できるようサポートします。その他、自宅周辺から施設間の往復の送迎サービスを実施し利用者の拡大を図ります。

1) Aコース (月・水・金/週3回)

2) Bコース (火・木/週2回)

⑥ 施設入浴サービス事業

心身に障害のある方で、自宅での入浴が困難な方に、施設において機械浴槽または一般浴槽による入浴を行います。その他、自宅周辺から施設間の往復の送迎サービスを実施します。

1) 機械入浴 (仰臥位タイプ浴槽、座位タイプ浴槽)

2) 介助入浴

⑦ 巡回入浴サービス事業

心身に障害のある方で、自宅での入浴が困難な方に、自宅において巡回入浴車による入浴を行います。

(2) その他の法令に基づく事業

① 訪問食事サービス事業

心身に障害があり、一人暮らし等で調理が困難な方に自宅まで昼食（お弁当）を配達します。

② 福祉機器サービス事業

日常生活に必要な各種の福祉機器を展示し、情報提供、相談等に応じます。

③ 心身障害者に関する啓発

1) あいアイ講座「ことばの集い」

言語機能維持のための集団プログラムと社会参加の場を提供します。

2) あいアイ講座「失語症会話パートナー養成講座」

基礎講座、実技講座、実習を通じて、意思疎通を支援し地域社会との懸け橋となる人材を養成します。

④ 心身障害者団体が活動を行う場の提供

団体交流室を開放し、心身障害者団体の活動を支援します。

⑤ 会議室等の利用

会議室、視聴覚室、言語訓練室及び文化事業室の一般貸出しを行います。

5 運営管理

(1) 安全対策

① 事故防止と事故発生時の緊急対応

事故やヒヤリハットの事例の検証を随時行い、事故の再発防止及び発生時の対応について、施設として一貫した取り組みを行います。また、安全対策委員会を通じて事故記録の分析を行い、研修会を実施します。

② 防災対策

めぐろ区民キャンパス自衛消防合同総合訓練を年2回実施するほか、通所サービスの事業ごとに避難経路確認等の防災対策を行います。

また、目黒区と連携して、災害時の福祉避難所の開設に向けたマニュアルの策定に取り組みます。

(2) 利用者・家族の声を反映

家族懇談会、サービス向上委員会などで意見交換を行うとともに、利用者アンケートを活用してニーズの把握に努めます。このほか、日常から利用者ご本人の意思表示を適切に受け止め、また日々の連絡を密にして相談等に応じていきます。

(3) 地域との交流

あいアイまつりなど各種イベントを通じて、地域交流を推進します。

6 活動予定

(1) 生活介護事業

月	主 な 行 事	主 な 活 動
4	歓迎会、1日外出、お花見 家族懇談会、避難経路確認	身体機能・感覚機能に働きかける活動、プール、マット体操、レクリエーション、散歩、創作活動、作業、調理、音楽活動等
5	鯉のぼり会、1日外出 目黒市民コンサート鑑賞	
6	1日外出、健康診断、総合防災訓練	
7	七夕会、 家族懇談会、サービス向上検討会	

月	主 な 行 事	主 な 活 動
8	1日外出 すいか割り	
9	1日外出	
10	宿泊体験	
11	芸術演奏活動鑑賞、1日外出	
12	クリスマス会、1日外出、家族懇談会 あいアイまつり	
1	初詣、1日外出、新年会・成人を祝う会	
2	節分会、1日外出、サービス向上検討会 総合防災訓練	
3	終了式、ひなまつり会、家族懇談会	

* 看護師による日々の健康管理・毎月2回の嘱託医の回診があります。

(2) 中途障害者デイサービス事業

月	行 事	活 動
4	オリエンテーション 避難経路確認（新規利用者）	<p><なのはなコース> 集団体操、頭の体操、口の体操 夢叶えますプロジェクト、創作、 レクリエーション、クラブ活動、 映画会、歌、オリジナル作品作り、 音楽レク、茶会、体重測定、 言語の個別練習、個別リハ</p> <p><こすもすコース> 集団体操、頭の体操、趣味活動、 半日外出、PC練習、映画会、 レクリエーション、 カラオケ、体重測定、 言語の個別練習、個別リハ</p>
5	一日外出（なのはな・こすもすコース） 目黒市民コンサート	
6	一日外出（なのはな・こすもすコース） 総合防災訓練	
7	避難経路確認（新規利用者） 七夕会(なのはなコース)	
8		
9	一日外出（なのはな・こすもすコース）	
10	避難経路確認（新規利用者） 一日外出（なのはな・こすもすコース）	
11	一日外出（なのはな・こすもすコース） 芸術演奏活動鑑賞	
12	あいアイまつり(なのはなコース) 忘年会（なのはなコース、こすもすコース）	
1	避難経路確認（新規利用者）、書き初め	
2	節分会(なのはなコース)	
3	活動体験・活動見学会 修了会	

* 総合防災訓練は実施日により、なのはなコースまたはこすもすコースの実施となります。

(3) 機能訓練事業

月	行事	活動
4	避難経路確認（新規利用者） 外出（A コース） 体力測定（B コース）	<p>< A コース ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・体操（マット体操、椅子体操） ・創作活動 ・外出活動 <p>< B コース ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・体操（マット体操、椅子体操、立位の体操） ・外出活動
5	外出（B コース） 目黒市民コンサート（A コース）	
6	地域活動支援センター交流会（A コース） 総合防災訓練 終了式（A、B コース）	
7	避難経路確認（新規利用者） 外出（A コース）	
8		
9	外出（B コース） 終了式（A、B コース）	
10	避難経路確認（新規利用者） 外出（A コース） 体力測定（B コース）	
11	外出（B コース）	
12	あいアイまつり（A コース） 終了式（A、B コース）	
1	避難経路確認（新規利用者）	
2	外出（A コース）	
3	活動見学会 外出（B コース） 終了式（A、B コース）	

* 総合防災訓練は、実施日により A コースまたは B コースの実施となります。

* 外出は、状況により日程が変更になることがあります。

第12 かみよん工房

1 施設の概要

(1) 施設

施設の名称	目黒区立かみよん工房
所在地	目黒区上目黒 4-1-26
事業の種類	就労継続支援（B型）（1311000606）
利用定員	40人

(2) 職員体制

職種	資格	業務内容	正規	契約	計
管理者		業務・職員管理	1		1
サービス管理責任者	サービス管理責任者	支援計画書の作成 管理	1		1
生活支援員		支援サービス	7	1	8
パン製造技術専門員		パン製造開発		1	1
事務		事務		1	1
栄養士	(管理) 栄養士	栄養管理指導	(1)		(1)
医師	医師	健康管理指導		1	1

* () は兼務者数

(3) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
休業日	土・日・祝日・年末年始（12月28日～1月4日）

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 利用者が楽しく、自らのもつ力を伸ばせる支援を行います。
- (2) 一人ひとりの障害状況に応じた支援を行います。

3 平成31年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

①工賃増額へ取り組みます。

実施内容	方法
受注能力の向上と受注量の向上を図ります	受注先企業との連携を密にし、安定的な受注量を確保するとともに、利用者のできる作業を増やす工夫をします。
自主生産量の拡大と販路拡大にバランス良く取り組みます	現在の利用者層を踏まえた適正な生産量と販路の維持拡大に努め、緩やかな工賃増額を目指します。

②重度化に対応したサービスを提供します。

実施内容	方法
プログラムの見直しや、グループの再編成などを行い、より一人ひとりの能力に応じたサービス提供に努めます	利用者の障害状況の変化に対応するため、作業活動だけでなく生活就労プログラム等も含めたプログラム全体を見直し、障害の重度化・高齢化を見据えたサービス内容を提供します。

③ 施設の地域への貢献を進めます

実施内容	方法
講演会・講習会・イベントなどの地域の方が参加しやすい行事等を実施し、開かれた施設運営に努めます	年1回の工房祭のほか、地域の方々を対象とした「パン作り体験教室」を開催するなど、地域における交流機会を促進します。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

項目	方法
利用者一人ひとりが楽しめる余暇活動を実施します	週1回のクラブ活動プログラムを充実させることにより、利用者が作業活動とのメリハリをつけ、余暇を楽しめるよう支援します。

4 サービス内容

作業支援、生活支援及び就労支援を通して、利用者の高齢化・重度化など一人ひとりの状況の変化に応じた社会参加や就労の促進に向け、自立した生活への支援を行います。

(1) サービス提供計画

利用者本人及び家族の要望などを把握し、その意向を踏まえた個別支援計画を作成し、支援の内容や方法を明確にして充実したサービス提供に努めます。

(2) 作業支援

作業活動により、技能を身につけ就労への意欲を高めます。

- ① 食品部 菓子製造業（製パン・製菓）と販売
- ② 企業部 近隣企業からの受注作業
- ③ 開発部 目黒区からの公園清掃作業の受託及び一般企業の植栽管理

(3) 就労支援

利用者それぞれの障害状況や基礎体力に配慮しつつ、適切な作業種の把握と作業能力の向上や就労に向けて、活動目標を明確にした適切なプログラムを策定し実施します。

また、目黒障害者就労支援センターやハローワーク等と連携して、企業実習や就労活動を推進します。

(4) 生活支援

利用者それぞれの能力や障害の特性に配慮した生活班（A・B・C班）を編成し、日常生活習慣の確立に向けて活動目標を明確にした適切なプログラムを実施します。実施にあたっては、利用者自身による企画・進行など主体性を大切にします。

(5) 余暇支援

クラブ活動や各種の行事を通して、利用者の余暇活動の充実にに向けた適切なプログラムを実施します。

(6) 給食サービス

給食は栄養管理に留まらず、生活習慣を向上させる場として、また、給食委員会を通じた要望の反映や利用者メニューなど利用者主体の場として活用します。

(7) 健康管理

- ① 健康診断を実施します。(年2回)
- ② 嘱託医によるカウンセリングを実施します。(月1回)
- ③ 体重測定を実施します。(年2回)
- ④ 栄養士による栄養相談を実施します。(月1回)

5 運営管理

(1) 安全対策

安全対策委員会を毎月開催して、事故やヒヤリハットの事例の検証を行い、事故などの再発防止及び事故発生時の対応について、施設として一貫した取り組みを行います。また、消防計画に基づき、年4回の避難・消火などの防災訓練を実施します。

(2) 利用者・家族からの声を反映

利用者ご家族との緊密な連携を保ち、意見や情報を交換する場として家族懇談会を年5回開催します。

また、利用者、家族、施設の代表者が集まり、サービスの質の向上を目的にサービス向上検討委員会を年3回開催します。

(3) 地域との交流

パン店舗経営や地元企業などからの軽作業受注、清掃作業受託のほか、町内会行事や住区まつり、中目黒夏まつりなどの各種イベントへの参加を通して、地域交流を推進します。

6 活動予定

月	行事等	その他
4		家族懇談会、防災訓練
5		家族懇談会
6	かみよんまつり 調理実習 (B班、C班)	家族懇談会、防災訓練
7	一日外出 (C班)、調理実習 (A班)	健康診断、サービス向上検討委員会
8	中目黒夏まつり 調理実習 (B班)	
9	一日外出 (A班)	家族懇談会、防災訓練
10	宿泊体験 調理実習 (C班)	
11	一日外出 (B班、A班) 目黒シティラン	サービス向上検討委員会
12	一日外出 (C班)、調理実習 (A班)	

月	行事等	その他
1	新年会 調理実習（B班、C班）	健康診断
2		防災訓練、健康診断、サービス向上検討委員会
3	調理実習（A班）、一日外出（B班）	家族懇談会

第 13 大橋えのき園

1 施設の概要

(1) 施設

名 称	目黒区立大橋えのき園
所 在 地	目黒区大橋 2-19-38
事業の種類	生活介護 (1311000614)
利用定員	57 人

(2) 職員体制

職種	資格	業務内容	正規	契約	計
管理者		業務・職員管理	1		1
サービス管理責任者	サービス管理責任者	支援計画書の作成 管理	1		1
生活支援員		支援サービス	12	4	16
事務				1	1
栄養士	(管理)栄養士	栄養管理指導	(1)		(1)
医師	医師	健康管理指導		1	1
看護師	(准)看護師	健康管理		1	1
作業療法士	作業療法士	機能訓練等		(1)	(1)

* () は兼務者数

(3) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 3 時 30 分
休業日	土・日・祝日・年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 利用者や家族が安心して利用できる施設とします。
- (2) 利用者に豊かな生活の場を提供します。
- (3) 利用者の個性とニーズを尊重した社会生活の場を提供します。

3 平成 31 年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、以下の項目に取り組みます。

- ① 人権意識の徹底を図り、身体拘束のない介護・支援を継続し、虐待防止に取り組みます

実施内容	方 法
サービス提供や支援の中で、虐待を予防・防止する取り組みを推進します	虐待防止・利用者支援研究会が中心となり、施設の特徴に合わせより良い支援につながる方策を研究します。 また、他施設との合同研修を実施します。

② 工賃増額へ取り組みます

実施内容	方法
自主生産量の拡大と販路拡大にバランス良く取り組みます	ブランドプロジェクトを推進し、外部コーディネーターと連携して、安定した生産体制の確立と新たな販売機会の活用を図ります。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

項目	方法
分かりやすい情報伝達方法へ改善します	利用者に対し、絵カードや写真を使用しての説明の機会を増やし、タイムリーでより分かりやすい情報伝達に努めます。

4 サービス内容

(1) サービス提供計画

利用者及び家族などとの面談をとおして、本人状況及び要望等を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで個別支援計画を作成します。

(2) プログラム内容

利用者に対して、個別支援計画に沿った支援内容及びその他、障害者総合支援法及び知的障害者福祉法に定める必要な支援を提供します。

また、施設のサービス体系に見合う一時金支給を継続していきます。

① 作業活動支援

利用者個々の特性に応じた能力発揮の場、かつ、生活習慣作りの時間とします。

- 1) 紙 (はがきなど)
- 2) 硝子 (箸置き、硝子雑貨など)
- 3) 食品 (ピクルス)
- 4) 芸術 (美術や書道などの創作活動、音楽・ダンスなどの身体表現活動)

*その他、必要に応じて個別の取り組みを行います。

② グループ別活動支援

利用者の特性に応じたグループで、活動目標を明確にした適切なプログラムを実施します。また、各種の活動を通して地域との交流を深め、利用者の社会参加の促進に努めます。

(3) 日常生活動作支援

日常生活習慣の確立や生活動作の維持向上に向けて、必要な支援を行います。

- ① 食事 ② 排泄 ③ 更衣 ④ 移動 ⑤ その他

(4) 給食サービス

栄養基準量を基本としてメニューを作成し、毎日の給食提供を行います。また、通常メニューのほかに、下記の特別メニューを提供します。

- ① 選択メニュー
- ② 行事メニュー
- ③ 特別給食

(5) 健康管理

- ① 嘱託医による健康相談（月2回）、看護師による健康相談（随時）を実施します。
- ② 体重測定を実施します。（月1回）
- ③ 保健所や嘱託医による健康診断を実施します。（年2回）
- ④ 歯科衛生士と連携して、口腔衛生の援助をします。
- ⑤ 栄養士による栄養相談を実施します。（随時）
- ⑥ 服薬が必要な利用者に対して、薬の管理及び服用の援助を行います。

(6) 生活相談等

利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者または家族などに対し、施設支援に関する相談をはじめ、日常生活に関する相談に応じ、必要に応じて支援をします。また、相談支援専門員等の関係機関と連携を図って対応します。

(7) 送迎サービス

利用者の自宅周辺地域から施設までの送迎を行います。

(8) 利用時間外受け入れ

緊急時・必要時について、利用者の利用時間外の受け入れを行います。

5 運営管理

(1) 安全対策

安全対策委員会を毎月開催して事例の検証を行い、事故、感染症防止・予防について検討し、安全な施設運営を目指して基本事項を徹底します。

(2) 利用者・家族からの声を反映

家族懇談会、サービス向上委員会などで意見交換を行うとともに、利用者アンケートを活用してニーズの把握に努めます。このほか、日常から利用者ご本人の表出を適切に受け止め、また日々の連絡を密にして相談等に応じていきます。

(3) 地域との交流

近隣保育園、小・中・高等学校等との交流及び地域行事へ参加します。また、他施設との交流、町会・商店街との交流にて社会性の支援をします。

(4) ワークショップ

利用者・家族等、事業者、その他関係者などの集いの機会を設け、情報交換及び実践報告の場としてワークショップを開催します。

6 年間行事予定

月	行 事 予 定	そ の 他
4		家族懇談会、サービス向上検討会、防災訓練
5		
6	一日外出	見学週間
7	一日外出	家族懇談会、防災訓練
8		
9	宿泊体験	家族懇談会、サービス向上検討会、防災訓練
10	えのき祭	家族懇談会

月	行事予定	その他
11	ワークショップ、一日外出	
12	一日外出	防災訓練
1		家族懇談会
2	一日外出	
3		家族懇談会、サービス向上検討会

*その他、グループ別活動の中で季節に応じた活動を行います。

第 14 下目黒福祉工房

1 施設の概要

(1) 施設

名 称	目黒区立下目黒福祉工房
所 在 地	目黒区下目黒 3-10-2
事業の種類	就労継続支援 (B 型) (1311000630)
利用定員	40 人

(2) 職員体制

職種	資格	業務内容	正規	契約	計
管理者		業務・職員管理	1		1
サービス管理責任者	サービス管理責任者	支援計画書の作成 管理	1		1
生活支援員/職業指導員		支援サービス	11	3	14
事務		事務		1	1
栄養士	(管理) 栄養士	栄養管理指導		1	1
理学・作業療法士	理学・作業療法士	機能訓練等		1	1
医師	医師	健康管理指導		2	2

(3) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 4 時
休業日	土・日・祝日・年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 安全で豊かな工房生活の実現とともに地域での生活を支援します。
- (2) 利用者の個性・主体性・自主性を尊重します。
- (3) 利用者・ご家族・職員が一体となり、よりよい工房作りを進めます。

3 平成 31 年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

①利用者の主体性を尊重し、おかれている状況にあった介護・相談・支援を行います

実施内容	方 法
一人ひとりの障害特性を理解し、その人らしさを大切に した支援を行います	地域行事や工房行事などで協力し合う関係作りに努め、地域との関係を拡大し、かつ、深めます。

②工賃増額へ取り組みます

実施内容	方 法
自主生産量の拡大と販路拡大に バランス良く取り組みます	現在の利用者層を踏まえた商品の見直し、適正な生産量と販路の維持拡大に努め、緩やかな工賃増額を目指します。また、新たな作業種の検討を始めます

(2) 利用者アンケート等からの意見要望

項目	方法
不満・要望などの話しやすさと分かりやすい説明に努めます	工房運営2年目に入ることから、休み時間など職員側から気軽に話しをすることで関係深まるよう努めます。 また、集会、お知らせ文書など丁寧な説明に努めます。

4 サービス内容

作業支援、生活支援及び就労支援を通して、利用者の高齢化など一人ひとりの状況の変化に応じた社会参加や就労の促進に向け、自立した生活への支援を行います。

(1) サービス提供計画

利用者本人及び家族の要望などを把握し、その意向を踏まえた個別支援計画を作成し、支援の内容や方法を明確にして充実したサービス提供に努めます。

(2) 作業支援

作業活動により、技能を身につけ就労への意欲を高めます。

- ① 受注班 近隣企業からの受注作業
- ② 印刷班 印刷業（名刺、葉書、封筒等）
- ③ 革班 革製品の製造と販売
- ④ 菓子班 菓子製造業（製菓）と販売

(3) 就労支援

各利用者の障害状況や体力に配慮しつつ、適切な作業種の把握と作業能力の向上や就労に向けて、活動目標を明確にした適切なプログラムを策定し実施します。

また、目黒障害者就労支援センター等と連携し、必要に応じた企業実習や就労活動を推進します。

(4) 余暇支援

クラブ活動や各種の行事を通して、利用者の余暇活動の充実に向けた適切なプログラムを実施します。

(5) 生活芸術

利用者それぞれの能力や障害の特性に配慮した班を編成し、表現などの創造的な活動を中心にした生活を豊かにすることを目的にしています。実施にあたっては、利用者自身による企画・進行など主体性を大切にします。

(6) 給食サービス

給食は栄養管理に留まらず、生活習慣を向上させる場として、また、給食委員会を通じた要望の反映や利用者メニューなど利用者主体の場として活用します。

(7) 健康管理

- ① 健康診断を実施します。
- ② 嘱託医によるカウンセリングを実施します。
- ③ 体重測定を実施します。
- ④ 栄養士による栄養相談を実施します。

(8) 生活相談

利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者または家族などに対し、施設支援に関する相談をはじめ、日常生活に関する相談に応じ、必要に応じて支援をします。また、相談支援専門員等の関係機関と連携を図って対応します。

(9) 送迎サービス

利用者の自宅周辺地域から施設までの送迎を行います。

(10) 機能訓練

理学療法士・作業療法士などの専門職が個別メニューを作成し、リハビリなどを実施します。

5 運営管理

(1) 安全対策

安全対策委員会を毎月開催して、事故やヒヤリハットの事例の検証を行い、事故などの再発防止及び事故発生時の対応について、施設として一貫した取り組みを行います。また、消防計画に基づき、年4回の避難・消火などの防災訓練を実施します。

(2) 利用者・家族からの声を反映

利用者ご家族との緊密な連携を保ち、意見や情報を交換する場として家族懇談会を年6回開催します。

また、利用者、家族、施設の代表者が集まり、サービスの質の向上を目的にサービス向上検討委員会を毎月回開催します。

(3) 地域との交流

菓子・革販売や地元企業などからの作業受注、印刷作業受注のほか、地域行事などの各種イベントへの参加を通して、地域交流を推進します。

6 活動予定

月	行事等	その他
4		家族懇談会
5	グループ外出	防災訓練
6		家族懇談会
7		健康診断
8		
9	グループ外出	家族懇談会、防災訓練
10	あすなろ祭り	家族懇談会
11	宿泊行事	
12	グループ外出	家族懇談会、防災訓練
1	新年会	
2		
3		家族懇談会、防災訓練

*サービス向上検討委員会、虐待防止委員会は毎月開催

*地域とのワークショップ予定

第15 みどりハイム

1 施設の概要

(1) 施設

名 称	目黒区みどりハイム
施設の種類	母子生活支援施設
利用定員	20 世帯 60 人（緊急一時保護 1 世帯）

(2) 職員体制

職種	資格	業務内容	正規	契約	計
管理者	社会福祉士等	統括、業務・職員管理	1		1
母子支援員	保育士、社会福祉士、精神保健福祉士等	母子の生活、就労、養育支援	3		3
少年指導員		児童の生活、学習支援	4		4
心理療法担当職員	臨床心理士等	心理相談、支援	1		1
医師	医師	利用者の健康管理		1	1

* 母子支援員または少年指導員のうち 1 名を個別対応職員とします。

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 人権に配慮し、本人意思を尊重した支援を行います。
- (2) 母子生活支援施設の機能と役割を踏まえた支援を利用者と十分協議しながら進めます。
- (3) 十分な信頼関係を築くため、話しやすい環境、雰囲気作りを行います。

3 平成 31 年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

①利用者の主体性を尊重し、おかれている状況にあった介護・相談・支援を行います

実施内容	方 法
個別の計画は、利用者ニーズを踏まえて作成し、計画に沿ったサービス・支援を行い、生活の質の向上を図ります	支援経過の進捗状況の確認と課題整理を週 1 回のミニケースカンファレンスで実施し、丁寧かつタイムリーな支援を展開していきます。 児童の育成については、日常会話や遊び・学習、行事を通して、「自己肯定感」「達成感」を育みます。

②サービス向上のため職員の知識や技術を高めます

実施内容	方 法
各職種に必要な研修の実施並びに研修を積極的に受講し、専門性の向上を図ります	新生児期から乳児期の子どものケアに関する知識や技術を、関係機関の協力を得ながら習得していきます。

③大規模災害対策などリスクマネジメントを推進します

実施内容	方 法
リスク情報の共有化や分析に基づいた予防対策に継続して取り組みます	事故防止検討委員会でヒヤリハットの振り返りや検討を行い、補助保育や児童活動等、子どもの事故防止に努めます。

④地域で生活するひとり親家庭への支援を推進します

実施内容	方 法
母子生活支援施設の入所者への支援にとどまらず、地域で生活するひとり親家庭への支援を推進します	みどりキッズクラブ（地域のひとり親家庭の児童の放課後支援）の活動について、関係機関の協力を得ながら、さらなる充実と深化を図ります。

⑤地域の区民及び関係機関と施設のネットワークを構築し、協力関係を深めます

実施内容	方 法
地域の町会・自治会と連携し、行事や防災訓練等協力関係作りに努めます	地元町会と災害発生時を想定した情報交換を行なう等、協力関係作りに努めます。

⑥地域における支え合いを推進・支援します。

実施内容	方 法
ボランティアの受け入れを組織的に行い、ボランティアを育成し活動を支援します	学習活動や行事に留まらず、日々の放課後の児童活動においても学生ボランティアの導入を行い、それぞれの活動の充実を図ります。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

項 目	方 法
要点をつかみやすく、支援に活用しやすい記録作成を目指します	各種支援記録についてのOJTを重ね、記録作成力の向上を目指します。 各種利用者記録に関する様式を見直します。

4 サービス内容

利用者支援は、個別の自立支援計画に基づき行います。自立支援計画は、利用者と職員の面談により、利用者の状況及び意向を確認しながら自立した社会生活を送れるように作成します。さらに、必要に応じて面談を行い、支援内容の再確認なども行います。

また、退所後も、社会の中で自分の意思と責任のもと生活できるよう支援していきます。

(1) 相談支援

子育て、健康、就労、そのほか生活全般における様々な相談を受け、必要に応じて支援を行います。

(2) 子育て支援

①補助保育

母親の就労、通院、心身の疲労時などに時間を区切って補助保育を行います。補助保育や行事参加を通して日常から学びと育ちの環境を提供します。

②保育ルーム

乳幼児の交流と家事援助を目的として、週に1回程度、夕食準備時間に乳幼児を対象とした保育ルームを開設します。

(3) 児童への支援（小学生以上）

①「児童自立支援計画書」に沿った支援を実施します。「話意話意の会（わいわいのかい）」（児童一人ひとりの希望や思いを聴き取る面接）を実施し、児童自立支援計画書の内容に反映していきます。

②時間を区切って学習室（プレイルーム）を開放し、職員が見守る中、宿題や自由遊びなどの場とし、児童の「自己肯定感」「達成感」を育みます。

③下校後の学習室での宿題、長期休暇時の学習支援とともに、学習習慣の獲得、学習の場の提供を目的に週1回「学習支援」を行います。

④児童による「子ども会議」を毎月開催し、施設内での生活などについてみんなで考える機会をつくります。

⑤男子児童の育成支援のため、男性職員と男児が、近隣の銭湯で一緒に入浴する機会をつくります。（月1回）

⑥関係機関と連携し、児童への適切な支援を実施します。

(4) 生活への支援

緊急時の家庭用品の貸し出し、居室片付けの手伝いや食事作りのアドバイス、不在時の荷物預かりや代引き受け取り、買物の代行、諸手続き支援、保育園・学校への送迎代行など、個々の状況に応じて行います。

また、必要に応じて関係機関及び医療機関と連携、連絡調整を行い支援に繋がります。

(5) 健康とこころへの支援

①月1回、希望者には嘱託医による健康相談を実施します。

②健康診断を実施します。

③心理療法担当職員による心理療法などを実施します。母親・児童ともに利用でき、面接は安心して相談できるよう専用の部屋で行います。

(6) 就労支援

就職情報誌・求人広告の提供、ハローワークへの同行、パソコンの貸し出し（履歴書等作成）、模擬面接、就労のための補助保育などを通じて就労の一助となるよう相談援助を行います。

(7) 退所後のアフターケア

自立をして退所した利用者についても、相談、訪問など必要な支援を継続するとともに施設行事への参加を呼びかけます。なお、児童については、学習室利用、学習支援なども行います。

(8) みどりハイム便り

毎月1回発行し、月間予定や前月の行事などの報告、その他連絡事項の広報に努め

ます。

(9) 利用者懇談会

年 2 回以上開催し、利用者と職員はもとより、利用者同士の交流の機会とします。利用者、職員ともに自由に意見が言えるような雰囲気づくりに努めます。

(10) 合同研修会

利用者と職員が合同で研修会を開催し、子育てなどのテーマについて一緒に考える機会とします。

(11) 地域への貢献

地域の要請に応じた柔軟なサービスとして、ひとり親家庭の児童の学習支援等を継続していきます。

また、施設機能を活かし、地域の子育て中の母親向けのイベントの開催や、地域のひとり親家庭の児童の放課後支援（みどりキッズクラブ）を関係機関と協力して実施します。

5 行事・活動予定

児童・母親ともに楽しく交流、参加できるよう行事の目的、ねらいを明確に定め、充実した内容の行事を計画実施し、利用者支援に活かします。

(1) 季節行事

四季折々の行事を体験します。

(2) 全体行事

春の全体行事、納涼会、お楽しみ会など、母と子、職員が一緒になって行います。また、退所した利用者へも参加を呼びかけます。

(3) 児童活動

キャンプ、ドッジボール大会参加、体験遠足、手作り料理の会などの活動を行います。また、活動の企画は「子ども会議」などで話し合いながら、進めていくよう努めます。

(4) 母親活動

手作り料理の会などの活動を企画し、交流の機会とします。

(5) 地域活動

地域の一員として、利用者・職員ともに参加可能な地域行事などに積極的に参加していきます。

<主な年間行事予定表>

月	内 容	対 象
4	進級・進学を祝う会 利用者懇談会（第1回）	小学生以上 全利用者
5	(季)子どもの日 (季)春の全体行事（母の日遠足）	全利用者 全利用者・退所利用者
7	(季)七夕飾り 納涼会 児童キャンプ	全利用者 全利用者・退所世帯 小学生・退所児童
8	夏休み活動（工作/手作り料理/プール等） ドッジボール大会（都大会参加）	小学生以上 小学生以上

月	内 容	対 象
9	町内会の祭り参加	全利用者
10	利用者懇談会（第2回） （季）ハロウィン	全利用者 全利用者
11	児童遠足①	小学生以上
12	お楽しみ会 大掃除・子ども忘年会	全利用者・退所世帯 小学生
1	（季）もちつき会	全利用者
2	（季）豆まき	全利用者
3	（季）ひな祭り 児童遠足②	全利用者 小学生以上

* （季）は季節行事

第 16 包括支援センター

1 施設の概要

(1) 施設

事業所名	目黒区東部包括支援センター（事業所番号 1301000020）	目黒区西部包括支援センター（事業所番号 1301000053）	目黒区中央包括支援センター（事業所番号 1301000061）
所在地	目黒区上目黒 2-19-15	目黒区柿の木坂 1-28-10	目黒区中央町 2-9-13
サービス提供地域	目黒区東部地区	目黒区西部地区	目黒区中央地区

(2) 職員体制

① 目黒区東部包括支援センター

職種	資格	業務内容	正規	契約	計
管理者		管理統括	1		1
社会福祉士	社会福祉士	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談業務 ・介護予防マネジメント ・包括的・継続的マネジメント 	6		6
保健師等	保健師・看護師		2		2
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員		3(1)		3(1)
介護支援専門員	介護支援専門員		2	2	4

② 目黒区西部包括支援センター

職種	資格	業務内容	正規	契約	計
管理者		管理統括	1		1
社会福祉士	社会福祉士	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談業務 ・介護予防マネジメント ・包括的・継続的マネジメント 	6		6
保健師等	保健師・看護師		2		2
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員		3		3
介護支援専門員	介護支援専門員		2(1)	2	4(1)

③ 目黒区中央包括支援センター

職種	資格	業務内容	正規	契約	計
管理者		管理統括	1		1
社会福祉士	社会福祉士	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談業務 ・介護予防マネジメント ・包括的・継続的マネジメント 	5	1	6
保健師等	保健師・看護師		2		2
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員		3(1)		3(1)
介護支援専門員	介護支援専門員		3	1	4

* () は兼務者数

(3) 営業日・営業時間（東部・西部・中央）

営業日・営業時間	1) 地域包括支援センター 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～ 午後 7 時 土曜日 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 2) 指定介護予防支援事業 月曜日～土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時
休業日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

2 事業所が大切にしている理念・方針

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として実施します。

3 平成 31 年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画（包括支援センター共通）

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

①地域包括支援センターの機能強化に取り組みます

実施内容	方法
区の方針に従って、地域包括支援センターの機能強化に取り組みます	高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など分野横断的な総合相談支援の充実に努めます。また、区民の利便性に配慮し、出張相談など身近な相談窓口の充実に取り組みます。
地域ケア会議の充実に取り組みます	地域ケア会議を積極的に開催するとともに、地域ケア会議がより効果的で有効となるよう、その体系を区とともに見直していきます。

②多くの方に利用される施設を目指します

実施内容	方法
誰もが気軽に相談し利用できる地域包括支援センターを目指し、取り組みを継続します	ホームページの活用、広報誌の発行、出張相談、区民向けの講座開催等とおし、周知活動を継続します。

③地域における支え合いを推進・支援します

実施内容	方法
地域包括支援センターによる地域の支え合い活動への支援を進めます	地域の支え活動の支援を継続するとともに、「協議体」（多様な支え合い活動団体間の連携の場）にメンバーとして参画・協働していきます。

④サービス向上のため職員の知識や技術を高めます

実施内容	方法
各職種に必要な研修の実施並びに研修を積極的に受講し、専門性の向上を図ります	職員の受講状況を確認し、必要な研修を受講します。また、内部研修を計画的に実施していきます。

4 サービス内容

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続できるように、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる取り組みを行います。また、地域での見守りや支え合いの環境・体制作りを充実していきます。

② 権利擁護業務

高齢者の権利を擁護するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律等に基づく高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用及び消費者被害の防止などの業務を行います。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域における多職種の協働や関係機関の連携により、個々の高齢者の状況に応じた包括的・継続的なケアマネジメントや介護支援専門員に対する個別支援を行います。

④ 認知症支援に関する業務

認知症における医療と介護の連携、認知症の人と家族を地域で支える、介護者の会及びコミュニティーカフェ等の運営支援等をとおり、認知症の人と家族への相談支援体制の充実を図っていきます。

また、地域における認知症への理解の推進に向け「認知症サポーター養成講座」を開催します。

⑤ 地域ケア会議の充実

困難ケース等の課題解決を目的としたケア会議に加え、自立支援・介護予防の観点から、事業対象者、要支援高齢者の事例等を対象とした、介護予防の推進に向けた地域ケア会議の開催に向けて、目黒区における地域ケア会議全体像の見直しに区とともに取り組んでいきます。

⑥ 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護に関する相談、連絡調整、情報提供等を実施します。また、在宅療養における医療と介護連携の推進に向け、各種講座を開催していきます。

⑦ 生活支援サービス体制の整備

生活支援サービス体制の整備に向け、協議体の設立等、区へ協力していきます。

(2) 介護予防ケアマネジメント

① 第1号介護予防支援事業

事業対象者に対し、適正な自立支援・介護予防・重度化防止につながる介護予防ケアマネジメントを提供します。実施に当たっては、委託マニュアル及び関係法令を遵守するとともに、アセスメント力の強化を図っていきます。

(3) 一般介護予防事業及び任意事業

① 介護予防把握事業

様々な活動及び事業をとおり、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする人を早期に把握し、住民主体の介護予防活動や適切なサービスにつなげていきます。

② 介護予防普及啓発業務

講演会や相談会等の機会を設け、区民に対して介護予防（フレイル予防・健康寿命の延伸）の普及啓発を行っていきます。

③ 地域介護予防活動支援事業

手ぬぐい体操の普及や自主グループ立ち上げ支援等の介護予防に関する地域活動組織に育成及び支援を行っていきます。

④ 介護予防事業評価

担当地区内の介護予防の情報を区へ提供し、介護予防の地域づくりに取り組んでいきます。

(4) 介護保険認定申請等の受付業務

総合相談業務と連携させて、認定申請等（新規申請、更新申請、区分変更申請）の受付業務を行います。

(5) 高齢者の保健福祉サービス等の受付業務

総合相談業務と連携させて、高齢者生活支援ヘルパー（訪問調査等を含む）、訪問食事サービス・食事サービス（訪問調査、安否確認を含む）などの受付業務を行います。

(6) 保健福祉の総合相談支援の業務

保健福祉に係わる多様な相談への一次的な対応や、複合的な問題を抱えるケースへのトータルな対応を図るため、すべての区民を対象として、障害福祉、生活福祉、保健、子育て支援など各種関係機関と連携の下に以下のとおり実施します。

① 総合案内

住民の相談には懇切丁寧にワンストップで対応します。パンフレットなどによる一般的な情報提供や相談を受けてのサービス・制度の説明や窓口の紹介を行います。

② 総合支援

高齢者だけではなく、他分野においても、必要なときに適切な支援を受けられるよう、各種関係機関や団体との連携を強化し総合相談支援業務に取り組み「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向け取り組んでいきます。

③ 地域のネットワークづくり

対象別の相談支援機関と連携し、地域での見守りや支え合いを進めていく、環境・体制作りに取り組みます。

(7) 指定介護予防支援事業及び第1号介護予防介護支援事業（居宅要支援被保険者に限る）

要支援認定者（要支援1・2）に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供します。また、指定居宅介護支援事業所へ介護予防支援業務、第1号介護支援業務の一部（介護予防サービス計画等の作成）を介護予防サービス計画等作成委託契約に基づき委託します。

(8) その他

目黒区から示された次の項目に留意し事業を実施します。

① 公正・中立性の確保

介護予防プラン及び予防給付ケアプラン作成にあたっては、特定の事業者へ誘導することなく、利用者が最適なサービスを選択できるように、サービス事業者情報を幅広く収集し、偏りのないケアマネジメントを行います。また、予防プランを委託した場合においても、公平・中立性の観点から内容を確認し、委託先の事業者への指導・助言を行います。

③ 個人情報及び特定個人情報の取扱い

「目黒区個人情報保護条例」「目黒区特定個人情報の保護に関する条例」「目黒区個人番号の利用に関する条例」遵守のほか、「個人情報保護に関する覚書」を取り

交わし、仕様書における「地域包括支援センターにおける目黒区介護保険事務に係る特定個人情報の取扱いについて」を遵守します。

③ 地域包括支援センター連絡会

包括支援センターの代表者は、区が開催する地域包括支援センター運営連絡会に出席します。また、区内の包括支援センターと共同で、相互間の連絡調整のために実務者連絡会を定期的を開催します。

④ 委託業務実施に際して必要な事項は、別途、目黒区と協議し決定します。

第 17 ケアプランセンター

1 施設の概要

(1) 施設

事業所名	目黒区社会福祉事業団 東が丘ケアプランセンター	目黒区社会福祉事業団 東山ケアプランセンター
所在地	目黒区東が丘 1-6-4	目黒区東山 3-24-6
介護保険指定番号	居宅介護支援 (1371004548)	居宅介護支援 (1371004225)
サービス提供地域	目黒区全域、世田谷区の一部	目黒区全域、渋谷区の一部、 世田谷区の一部

(2) 職員体制

職種	東が丘ケアプランセンター			東山ケアプランセンター		
	正規	契約	計	正規	契約	計
管理者	1(1)		1(1)	1(1)		1(1)
主任介護支援専門員	2		2	2		2
介護支援専門員	2(1)		2(1)	2(1)		2(1)

* () は兼務者数

(3) 営業日及び営業時間

営業日・営業時間	月曜日～土曜日 午前9時～午後5時
休業日	日曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 本人の意思を尊重した支援を行います。
- (2) 本人の有する機能を最大限生かせる支援を行います。
- (3) 本人を取り巻く生活環境も含めた支援を行います。

3 平成 31 年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

①効率的・効果的な施設運営・事業運営に取り組みます

実施内容	方 法
ケアプランセンターについて、利用率の向上、業務拡大などにより事業収益を確保していきます。	職員体制を3人から4人に増員して業務拡大を図り、介護報酬加算の取得により採算性を向上させるとともに、適切な利用率目標を設定し、安定した事業運営と事業収益の確保（平年度化後の目標収支差率2%）を実現していきます。 また、地域包括支援センターや医療機関との連携を更に強化し、新規利用者を安定的に確保するルートづくり

	に取り組みます。
各種システムの更新等において、適切かつ効率的な運用のための検証・検討を行います	事業所システムの更新に合わせてクラウド型システムを導入し、モバイル端末の活用などにより、効率的・効果的な業務処理を実現します。

②利用者の主体性を尊重し、おかれている状況にあった介護・相談・支援を行います

実施内容	方法
個別の計画は、利用者ニーズを踏まえて作成し、計画に沿ったサービス・支援を行い、生活の質の向上を図ります	事業所システムの更新に合わせて、アセスメント方式を変更します。リ・アセスメントシートを活用し、本人・家族・地域力を意識した質の高いケアマネジメントを提供し、自立支援に向けたケアマネジメントを強化します。

③サービス向上のため職員の知識や技術を高めます

実施内容	方法
新規採用・異動職員へのOJTを計画的・集中的に実施し、職員異動によるサービスの低下を防ぎます	OJTマニュアルの見直しを進めます。また、スキルに合わせた育成ができるよう、人事考課・目標管理を活かし、組織のニーズと本人のニーズをすり合わせながら中長期的な育成計画を確立します。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

①東が丘・東山ケアプランセンター

項目	方法
災害時に支援を必要とする利用者のリスト化と優先度の確認が望まれる	実際に災害が起きた際に初動からスムーズな対応が可能となるよう、要支援者名簿の作成を進めます。

(3) 目標利用率

安定した事業運営と収益性の確保の両方を実現する利用率として、居宅介護支援の目標利用率を90.0%、介護予防支援の目標利用率を50.0%とします。

4 サービス内容

(1) 居宅介護支援事業

① 居宅サービス計画の作成

介護支援専門員は、利用者及びその家族と面接し、課題の把握及び分析を行い、自立支援の観点に立って居宅サービス計画を作成します。

② サービス事業者等との連絡調整

当該地域における居宅サービス事業者に関するサービスの内容などの情報を提供し、利用者のサービス選択・同意を得たうえで、サービス事業者などとの連絡調

整を行います。

③ 居宅サービス計画の実施状況把握

居宅サービス計画の作成後においても利用者、家族及び居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

④ サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画を効果的かつ実現可能なものとするため、必要に応じ居宅介護等の担当者からなるサービス担当者会議を開催し、担当者から意見を求めます。

⑤ サービス提供方法等の説明等

居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅などにおいて、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法などについてわかりやすく説明します。

(2) 居宅介護予防支援事業および第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に限る）

地域包括支援センターとの契約に則り、利用者本位の自立した在宅生活を送れるよう支援を行います。

基本的なサービス内容は居宅介護支援事業の内容に準じますが、サービスの実施結果及びその効果を把握し、地域包括支援センターへ報告を行い、また、地域包括支援センターに意見を求めます。

(3) 介護保険認定調査（目黒区より受託）

目黒区との契約により、適正な介護保険認定調査を行います。